

# CLAIR REPORT No.285

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

## “CLAIR REPORT”の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌“CLAIR REPORT”シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮下さい。

### お問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階  
財団法人自治体国際化協会交流情報部国際情報課  
TEL:03-3591-5482 FAX:03-3591-5346  
E-Mail:webmaster@clair.or.jp

## GLA(グレーター・ロンドン・オーソリティー)の現状と展望

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 285 (Aug 11, 2006)



GLA庁舎

財団法人自治体国際化協会  
(ロンドン事務所)



## 目 次

はじめに

概要	i
<b>第1章 GLA(グレーター・ロンドン・オーソリティー)の概要</b>	<b>1</b>
第1節 構成と役割	1
1 概要	1
2 市長	3
3 議会	5
4 事務局	9
5 実務機関	11
第2節 予算	14
1 経常歳出予算	15
2 経常歳入予算	16
3 GLA(本体)の予算内訳	16
第3節 戦略計画	17
1 戦略計画	17
2 政策目標と優先項目(2001～2004年度)	18
3 実績(2001～2004年)	20
4 市長2期目(2004～2008年度)の公約	24
<b>第2章 ロンドンの略史</b>	<b>25</b>
第1節 起源から近代まで	25
第2節 近代からLCC(1900年頃)の成立まで	26
第3節 LCCからGLCへ、そしてGLCの廃止まで(1950年代～1986年)	27
第4節 GLAの成立経過	28
1 背景	28
2 成立経過	28
<b>第3章 ロンドンにおけるGLA以外の公的機関</b>	<b>30</b>
第1節 基礎自治体	30
第2節 中央政府との関わり	32
1 背景	32
2 予算	32
3 政府ロンドン庁	32
第3節 その他の公的機関	33
1 保健	33

2 教育	33
3 公的住宅	34
4 緊急時対応フォーラム	34
<b>第4章 今後の展望</b>	36
第1節 GLA の権限見直しに関する検討	36
1 政府の検討	36
2 ロンドン自治体構造検討委員会の検討	38
第2節 2012 年ロンドン・オリンピック	39
<b>第5章 会議の運営状況</b>	40
第1節 ロンドンの現状討論会 (State of London Debate)	40
第2節 市民の質問時間 (People's Question Time)	41
第3節 定例議会 (Plenary)	42
第4節 市長に対する質問時間 (Mayor's Question Time)	42
<b>資料編</b>	44
【資料1】 市長及び議会議員一覧 (2004 年 6 月～)	44
【資料2】 年表	45
【資料3】 ロンドン中心区域における混雑賦課金制度	46
【資料4】 ロンドン関連団体一覧	47
【資料5】 参考文献等	51

本書においては、GLA の管轄する地域全体を「ロンドン」と呼び、GLA の市長 (Mayor of London) は「ロンドン市長」、GLA の議会は「ロンドン議会」(London Assembly)、いわゆる金融の中心地「シティ」(Corporation of London) の市長 (Lord Mayor of London) については便宜上「市長 (Lord Mayor)」と表記している。

## はじめに

1985年に、当時のサッチャー保守党政権によりロンドン全域を管轄とする地方自治体であるグレーター・ロンドン・カウンシルが廃止されてから、以後15年間ロンドンには広域地方自治体が存在していませんでした。その後、1997年にブレア労働党政権が、ロンドンの広域地方自治体復活を公約に掲げて総選挙に当選したことにより、2000年にグレーター・ロンドン・オーソリティー(GLA)が創設され、英国の首都ロンドン全域を所管する地方自治体が復活しました。ただし、復活といってもグレーター・ロンドン・オーソリティーはグレーター・ロンドン・カウンシル(GLC)とは異なり、直接的なサービス供給を行うのではなく、ロンドン広域に関する戦略策定とそれにもとづく調整を中心とする広域自治体で、庁舎も職員規模も以前のグレーター・ロンドン・カウンシルに比べるとずっと小規模になっています。

当事務所では、GLAの創設に関する経緯とホワイト・ペーパーの内容等について、2000年3月発行のクリア・レポート第195号「ロンドンの新しい広域自治体 - グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設 -」において取り上げています。

GLAの創設から5年が経過し、英国でも独自の地位を占めるGLAは基本的には成功したものと受け止められており、それにはGLAの第一期ロンドン市長を務め、2004年に再選され市長二期目に入った、かつてのグレーター・ロンドン・カウンシルのリーダーでもあったケン・リビンググストン氏の手腕によるところも大きいとされています。

そして、英国の地方自治構造の見直しが検討されるなか、英国政府はGLAの権限の見直しに関する検討を2005年秋に開始しており、今後のGLAのあり方は、英国の大都市のあり方にも影響を与えていくものと思われます。

本書では、創設から5年を経過したGLAの現状と今後の展望を紹介しています。日本においても検討が行われている大都市制度や道州制に関する議論における諸外国の一事例として、参考となることを願っております。

平成18年8月

財団法人自治体国際化協会

ロンドン事務所長 内 貴 滋

## 概 要

第1章「GLA の概要」では、GLA の構成と役割、予算、戦略計画の三点を紹介している。2000年に誕生したGLAは、直接選挙で選出され行政執行権を持つロンドン市長と、同じく直接選挙で選出されるロンドン議会とで構成されている。

そこで、第1章第1節では、GLA の概要、市長と議会の役割や選出方法等、事務局の構成、四つの実務機関(ロンドン交通局、ロンドン開発公社、首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局)の概要を紹介している。

続いて同第2節では、GLA の予算概要として、GLA グループ全体の経常歳出予算と経常歳入予算のほか、GLA(本体)の予算内訳を示している。

そして同第3節では、ロンドン市長の策定する戦略計画について、その種類と策定状況を紹介するとともに、戦略計画に基づいて設定された、2001年から2004年までの各年度の政策目標と優先項目を紹介している。また、GLAが2001年から2004年までの4年間に達成した実績について、国の監査委員会によるGLAの業績評価レポート内容を一部引用しながら紹介している。そのほか、GLAとロンドンの基礎自治体であるロンドン区の協働内容についても簡単に触れているほか、ケン・リビングストン市長が2004年に選挙公約として掲げた、2004～2008年度の達成目標を紹介している。

第2章「ロンドンの略史」では、ロンドンの自治体等の変遷に関する略史を、大きく時期を区切って紹介するとともに、GLAの成立経過を紹介している。

第3章「ロンドンにおけるGLA以外の公的機関」では、ロンドンの基礎自治体であるロンドン区とシティについて、そしてロンドンの地方自治体と中央政府とのかかわりについて紹介している。さらに、保健、教育、公的住宅に関する公的サービスの概要、緊急時対応のための戦略的パートナーシップ組織についても触れている。

第4章「今後の展望」ではGLAを取り巻く2005年度の動きとして、GLAの権限見直しに関する検討の概要と2012年ロンドン五輪に関する概要を紹介している。GLAの権限見直しについては、2005年秋に政府が協議書を発表する一方、2004年から調査検討を開始したロンドン自治体構造検討委員会(GLA議会議員とロンドン区議会議員で構成)の検討報告書が2006年2月に発表されたところである。

最後に、第5章では、公開されているGLAの会議の中から実際に視察した四つの会議の内容を報告している。

また「巻末資料」では、2005年度現在のロンドン市長とロンドン議会議員の一覧、ロンドン略史に関する年表のほか、2003年に導入されたロンドン中心区域における混雑賦課金制度を簡単に紹介するとともに、ロンドンに関連する様々な団体の一覧を掲載している。

## 第1章 GLA(グレーター・ロンドン・オーソリティー)の概要

### 第1節 構成と役割

#### 1 概要

グレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority:以下「GLA」)は、2000年に創設された、ロンドン全域を管轄する広域の地方自治体で、直接選挙で選ばれるロンドン市長 (Mayor of London)と、同じく直接選挙で選ばれるロンドン議会 (London Assembly)で構成される。

GLAの根拠法であるグレーター・ロンドン・オーソリティー法(以下「GLA法」)第30条によると、GLAの主要目的は、

- ① ロンドンにおける経済開発と富の創造を推進すること
- ② ロンドンにおける社会福祉を推進すること
- ③ ロンドンにおける環境改善を推進すること

の三点とされ、この主要目的の達成に寄与すると思われることを行う権限がGLAに基本的に与えられている。しかし、例えば住宅、教育、社会福祉、保健に関するサービス業務をGLAが行うことは禁じられており、国の大臣にGLAの権限を変更する権限が残されている。また、例えば戦略計画の策定にあたり市長が必要な措置を取らなかった場合などには、国の大臣が介入できるようになっている。そして、GLA法により付与された権限の行使は、ロンドン区等の必要な他機関との協議を経てからでなければならないとされているほか、全ての人にとっての機会の平等が図られるよう、GLAはその権限行使にあたり必要な措置を講ずるものとされている。

GLAの所管業務は、公共交通、計画、経済開発・都市開発、環境、警察、消防・緊急時計画、文化・メディア・スポーツ、保健等の分野でロンドン全域に係る企画調整を行うことである。

また、GLA本体以外に、4つの実務機関(functional body)があり、GLAと4つの実務機関をあわせて、GLAグループともいわれる。4つの実務機関とは、首都警察局 (Metropolitan Police Authority)、ロンドン消防・緊急時計画局 (London Fire and Emergency Planning Authority)、ロンドン交通局 (Transport for London)及びロンドン開発公社 (London Development Agency)である。

【GLAの位置】



(出典:英国副首相府発行”Local Government Financial Statistics England No.14”)

【GLA の区域とロンドン区の境界】



(出典:英国副首相府発行”Local Government Financial Statistics England No.14”)

## 2 市長

### (1) 市長の権限、役割

ロンドン市長 (Mayor of London) の主な権限は次のとおりである。

- ① 重点的・総合的な戦略計画の策定
- ② 予算案の策定及び提案
- ③ 策定した戦略計画を実施するための調整
- ④ 実務機関の管轄
- ⑤ 実務機関の幹部の任命
- ⑥ ロンドンの代表としての行動

市長には交通、計画・開発、経済開発、再開発、文化、環境に関する戦略計画を策定する義務があり、これらの戦略計画をもとにして GLA の政策が進められる。

市長は、GLA と四つの実務機関の予算案を議会に提出する。また、四つの実務機関の幹部の全部又は一部の任命権を有している。市長は副市長を議会議員の中から任命するほか (GLA 法第 49 条)、市長業務に関する2名以内の政治的アドバイザーと 10 名以内のスタッフを任命できることになっている (同法第 67 条第1項)。なお、GLA 職員に関しては、議会が市長と協議を行ったうえで任命する (同法第 67 条第2項)。また、市長は、市長の裁量で設置することのできるアドバイザー・キャビネット (Advisory Cabinet) の委員を任命する (2006 年3月現在 19 名)。アドバイザー・キャビネットの構成委員は、各自の専門分野について市長に助言を行う。

2000 年に創設された直接公選制のロンドン市長の職は、伝統的に議会が執行権を持っていた英国では新しく革新的なものである。2002 年以降 12 人の直接公選による地方自治体の首長が英国に誕生しているが (2006 年 3 月現在)、ロンドン市長は広域自治体における直接公選制の首長という点で他の自治体の首長とは意味合いがやや異なるものとなっている。なお、GLA は、ロンドン区が行っているような直接的な住民サービスは提供していないが、トラファルガー広場とパラメント広場に関する管理権限を有している (例えば、トラファルガー広場では GLA 主催の様々な文化イベントが開催されている)。

ロンドン市長の年額給与は、2005 年現在 133,997 ポンド (約 2,680 万円) である。

### (2) 市長の選出 (選挙)

ロンドン市長は4年に1度、直接選挙で選出される。GLA の創設に伴う第1回ロンドン市長選挙は 2000 年5月に実施され、無所属で立候補したケン・リビングストン氏が当選した。第2回ロンドン市長選挙は、2004 年6月に実施され、労働党に復帰して立候補したケン・リビングストン氏が再選を果たした。次回の市長選挙は 2008 年の予定である。

#### 【市長の選出方式】

ロンドン市長選挙には、補足投票制度 (Supplementary Vote System) という投票制度が用いられている。この制度は英国の直接公選首長選挙のみで使われているもので、2000 年のロンドン市長選挙で始めて導入された。有権者は第一候補者と第二候補者に

投票し、第一候補得票数が50%を超える候補者がいればその者が当選する。しかし第一候補得票数が50%を超える候補者がいなかった場合には、上位二者が得た得票に、第一候補として上位二者に投票されなかった票のうち第二候補として両者に投じられた票が加算される仕組みとなっている。

#### 【立候補の要件】

ロンドン市長としての被選挙権者は、破産者や服役中の者を除き、投票日現在21歳以上で、グレーター・ロンドン内に居住又は勤務したことがあり、英国、アイルランド、欧州連合の市民である者である。

立候補するためには、選挙人名簿に登載された選挙人330名分の署名（各ロンドン区及びシティ・オブ・ロンドン・コーポレーションそれぞれにつき10名分）を集め、1万ポンド（約200万円）の供託金を支払う必要がある。供託金は選挙で第一候補者として5%以上の得票が得られれば返還される。正式に立候補者となると、選挙管理委員会（London Elects）が各家庭向けに配布する広報紙への掲載権が与えられるが、掲載を希望する場合はその費用として1万ポンド（約200万円）を支払わなくてはならない。ロンドン市長の各立候補者の選挙キャンペーン費用の上限は42万ポンド（約8,400万円）に定められている。（2000年GLA選挙（費用）命令第三条）

#### 【2000年ロンドン市長選挙結果】

投票日	2000年5月4日		
投票率	34.43%	総有効投票数	1,752,303 票
投票結果	当選 ケン・リビングストン(無所属)		776,427 票
	次点 スティーブ・ノリス (保守党)		564,137 票

#### 【2004年ロンドン市長選挙結果】

投票日	2004年6月10日		
投票率	36.95%	総有効投票数	1,920,533 票
投票結果	当選 ケン・リビングストン(労働党)		828,380 票
	次点 スティーブ・ノリス (保守党)		667,178 票

### (3) 副市長

副市長(Deputy Mayor)は、ロンドン市長により、ロンドン議会議員の中から毎年任命される。副市長は、市長を補佐し、市長が不在の場合にはその職務を代行する。また、市長を欠く場合には市長選挙の実施までその職務に就く。なお、副市長が議会の議長又は副議長と兼務することは禁止されている。副市長の年額給与は、2005年現在 88,586 ポンド（≒1,771万円）である。

なお、これまで副市長に任命された者は次のとおりである(2006年2月現在)。

2000年5月 8日～2003年6月 9日	ニッキー・ガブロン(労働党)
2003年6月 10日～2004年6月 13日	ジェニー・ジョーンズ(緑の党)
2004年6月 14日～	ニッキー・ガブロン(労働党)

#### (4) 市長の説明責任

GLA 法第 45～48 条により、市長が市民に対する説明責任を果たすための方策としての5項目が定められている。

- ① ロンドン市長は、議会開催日の3平日前までに議会に対し書面報告を提出しなければならない。その書面報告には、「市長が行った重要な決定」、「その理由」、「議会が提案した事項に対する市長の回答」が含まれなければならないとされている。
- ② 市長は、議会が年 10 回開催する「市長に対する質問時間 (Mayor's Question Time)」(資料1)に出席し、市長に義務付けられた業務に関して議員が行う質問(書面及び口頭)に対して回答しなくてはならない。なお、「市長に対する質問時間」会議中に口頭で回答できなかった質問については、市長は会議の翌日から3平日以内に書面で回答しなくてはならない。
- ③ 市長は、各会計年度終了後に年次報告書(Annual Report)を作成しなければならない。年次報告書には、「市長に策定が義務付けられている戦略計画の進捗状況」、イ「戦略計画実行のための個別目標とその進み具合」、「GLAの所管業務の実績に関する情報や GLA に公表が義務付けられている情報の概要」、「議会が市長に対して事前に年次報告書への掲載を依頼した事項に関する情報」が含まれなければならない。
- ④ 市長は一会計年度につき一回、市民に公開された「ロンドンの現状討論会」(State of London Debate) (資料2)と呼ばれる会議を開催し、その会議に出席しなくてはならない。その会議の形式等は市長が議会と協議したうえで定めるものであるが、市民が話す機会が含まれなければならない。なお、同会議は、年次報告書が発表されてから少なくとも7日後の開催でなければならない。
- ⑤ 市長と議会は一会計年度につき2回、市民に公開された「市民の質問時間」(People's Question Time) (資料3)と呼ばれる会議を開催し、その会議に出席しなくてはならない。この会議の目的は、市民が市長と議会に対して質問する機会を提供し、市長と議会から回答を得ることができるようにすることである。その会議の形式等は市長が議会と協議したうえで定めるものである。なお、同会議は、前記④の「ロンドンの現状討論会」の前後1か月以外の時期に開催されなければならない。

### 3 議会

#### (1) 議会の権限、役割

ロンドン議会は、ロンドン市長の業務に対する監視機能を果たす機関であり、25名の議員で構成されている。

ロンドン議会の主な権限は、次のとおりである。

- ① 市長の政策の審議及び実施状況の検証
- ② 予算案の修正及び承認(予算案の修正には議員の2/3の賛成が必要)
- ③ ロンドンの主要課題の調査・検討
- ④ GLA 職員の任命(市長との協議が必要。なお、実際の運用は p8 後記(3)記載の「ビジネス管理・任命委員会」が行っている。)

#### ⑤ 実務機関の理事への就任

議会の監視機能を果たすため、議会には次の事項に関する調査の実施や報告書の準備を含む権限が与えられている。

- ① 市長の決定や行動
- ② GLA 職員の決定や行動
- ③ GLA の目的に関する事項
- ④ 市長が実施できる義務的な業務に関する事項
- ⑤ その他議会がロンドンにとって重要と考える事項

そしてロンドン議会は、議会で決定すれば市長に対して提案を行うことができる。また、GLA 職員を含む関係者を証人として議会に呼ぶことや、資料提出を要求することができる。さらに、ロンドン市民に影響する事柄について議会は独自に調査を行うことができる。組織構成上、議会は市長とは別の機関であることから、議会はこれらの調査を市長の同意を得ずに行うことができる。

なお、副市長や実務機関の理事等として議員の中から市長により任命される者に関しては、市長による執行機能と議会による監視機能の双方を併せ持つことになる。

## (2) 議員の選出(選挙)

ロンドン議会議員は、4年に1度、ロンドン市長選挙と同時に行われる直接選挙で選出される。議長及び副議長は、議会において、議員の中から選出される。なお、ロンドン議会議員については英国の他の地方議員とは異なり、常勤で給与が支払われており、2005年現在の年額給与は議長が 59,095 ポンド(約 1,182 万円)、議員が 49,266 ポンド(約 985 万円)となっている。

### 【議員の選出方式】

ロンドン議会議員は、「追加型議員制度(Additional Member System)」という投票方式で選出される。なお、この制度はスコットランド議会及びウェールズ議会の選挙にも採用されている。ロンドン議会議員は、小選挙区(各選挙区は2~4のロンドン区から構成されている。)から選出される 14 名の議員(以下「小選挙区議員」と、ロンドン全域で政党に対し投票され政党のリストから選出される 11 名の追加型議会議員(additional Assembly Member)の合計 25 議席からなっている。この方式では、まず追加型議会議員への全体投票数に対する各党の得票率に応じて 25 議席を割り振った後、その議席数から政党ごとの小選挙区議員数を控除し、残りの議席について各党が作成した選挙人名簿の順位に従って追加型議会議員が選出される。また、小規模で極端に偏った思想を有する政党を排除するため、議席を獲得するには政党に対する得票率が全体投票の5%を超過することという特別な規定が設けられている(GLA 法別表第二第7条)。

### 【立候補の要件】

立候補要件は市長とほぼ同様であるが、比例代表候補者の供託金は5千ポンド(約 100 万円)で、その候補者の得票率が 2.5%に達した場合に返還される。小選挙区候補

者の供託金は1千ポンド(約 20 万円)で、その候補者の(その小選挙区での)得票率が2.5%に達した場合に返還される。比例代表候補者の選挙キャンペーン費用の上限は、33 万ポンド(約 6,600 万円)で、小選挙区候補者は、3.5 万ポンド(約 700 万円)と定められている。(2000 年 GLA 選挙(費用)命令第三条)

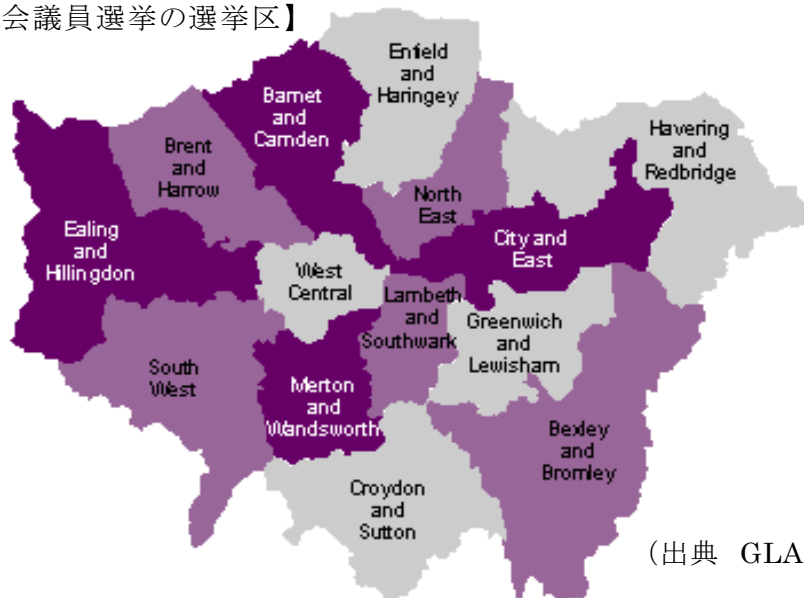
**【2000 年ロンドン議会議員選挙結果】**

投票日 2000 年5月4日  
 投票率 34.34% 総有効投票数 1,747,772 票  
 投票結果 労働党 9議席  
           保守党 9議席  
           自由民主党 4議席  
           緑の党 3議席

**【2004 年ロンドン議会議員選挙結果】**

投票日 2004 年6月 10 日  
 投票率 36.97% 総有効投票数 1,921,702 票  
 投票結果 保守党 9議席(増減0)  
           労働党 7議席(2減)  
           自由民主党 5議席(1増)  
           緑の党 2議席(1減)  
           英国独立党 2議席(2増)

**【ロンドン議会議員選挙の選挙区】**



(出典 GLA ホームページ)

**(3) 議会の構成、運営**

ロンドン議会は、14名の小選挙区議員と11名の追加型議会議員(前記(2)参照)の合計25名で構成されている。その政党別議員数は次のとおりである。

2000～2004 年	労働党(9)、保守党(9)、自由民主党(4)、緑の党(3)
2004～2008 年	保守党(9)、労働党(7)、自由民主党(5)、緑の党(2)、英国独立党(2)

議会は、Plenaryと呼ばれる本会議(資料4)を年10回開催するほか、「市長への質問時間」(Mayor's Question Time)という会議を年10回開催している。この「市長への質問時間」では、各議員が市長に対し様々な質問を口頭・書面で行い、市長の施策に対する追及・監視を行っている。議会は、市長から提出された書面報告の検討、市長に対する質問(口頭、書面)を行うほか、必要に応じ GLA 職員等の関係者を召集し口頭質問を行うことができる。

#### 【常設の委員会】

本会議のほかに、特定の分野を所管する委員会が設置されており、2006年2月現在ロンドン議会には次の委員会が設置されている。

- ・ 監査・検査委員会
- ・ 監察委員会
- ・ 予算委員会
- ・ 予算監視小委員会
- ・ ビジネス管理・任命委員会
- ・ 経済開発・文化・スポーツ・観光委員会
- ・ 環境委員会
- ・ 保健・公共サービス委員会
- ・ 計画・空間開発委員会
- ・ 規範委員会
- ・ 交通委員会

#### 【特別委員会】

また、議会は議員の関心に基づく特定の事項に関して調査報告を実施する特別委員会を設置することができ、2006年2月時点では、次の三つの特別委員会が設置されている。

- ・ 7月7日再検討委員会
- ・ ロンドン自治体構造検討委員会
- ・ 高齢者戦略検討委員会

#### 【ロンドン議会報告書】

2005年度にロンドン議会が発表した報告書は次のとおりとなっている。(計34件、2006年2月時点)。

住宅での再利用エネルギー、ロンドンの駐車事情、地下鉄のパブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)、ロンドン自治体構造に関する当初・中間・最終報告書、前庭の環境面での重要性、健康改善保護法の禁煙に関する回答書、ロンドンの MRSA、テムズ・ゲートウェイ地域の洪水リスク、バス運転手の規範、ヒースロー空港拡張案に関する回答書、市長の地域開発フレームワーク案に対する回答書、建築に関する保健安全の増進、2005年ロンドン総選挙、ロンドン自転車ネットワーク、ロンドンのカジノ提案、ロンド

ンの夜間経済、タクシー・ライセンス発行局、工場跡地地区の開発、青少年の性的健康改善、ロンドン・プランの廃棄物・鉱物政策変更案に対する回答書、ロンドンの街頭売春、予算事前報告、絵画売買に関する EU の税金がロンドンの絵画市場に与える影響、市長の 2006 年度予算当初案に対する回答書、ロンドン地下鉄の労働組合との関係に関する報告、ロンドン郊外の鉄道駅での犯罪と安全、戦略的計画申請に関する市長決定について、ブルー・リボン・ネットワーク(水路ネットワーク)、市長の食物戦略案に対する回答書、市長の高齢者戦略案に対する回答書、2012 年五輪による中小企業のビジネス機会

#### 4 事務局

事務局は、GLA の業務実施部門であり、市長室、事務総長室、メディア広報部、総務部、議会事務室、政策・パートナーシップ部、財政・政策評価部の7つに分かれている。このうち市長室は、市長のサポートを行う部局であり、他の6部と異なり事務総長の監督は受けていない。事務総長(Chief Executive)は、GLA の事務部門の責任者であり、市長が決定した政策の実施や、GLA に義務付けられている業務の実施に責任を有している。幹部職員は週1回の定例ミーティングを行っている、市長室と事務総長をはじめとする事務局各部局の幹部職員は、原則週1回の連絡会議を行い、連携を図っている。GLAの職員数は、2006年3月現在 697 名となっている。職員は空きポストができた場合に募集されるため、毎年の定期採用や採用試験といった制度はない。

また、法律で設置することが定められている行政サービス長(Head of Paid Service)、財務部長(Chief Financial Officer)、監督官(Monitoring Officer)の三つの法定職は、それぞれ事務総長(Chief Executive)、財務部長(Chief Financial Officer)、(総務部に配置されている)法律サービス長(the Head of Legal Services)が務めている。

各部局の人員数	
(2004 年度GLA年次報告書)	
市長室	105
事務総長室	48.8
政策・パートナーシップ部	140.5
財政・業績評価部	79
総務部	188.5
議会事務室	96
計	657.8

※ 人員数については脚注参照  
2005 年度に組織改革があり、メディア広報部が創設された。

#### 【各部局の業務内容】

##### (1) 市長室

市長室は、室長、政策局長6名、政策アドバイザー6名とその他の職員で構成され、市長と副市長に対する各種サポートを行っている。市長室は、いわば市長のシンクタンクとして市長の政策形成支援機能を果たすほか、“The Londoner”という広報紙の発行や市民対象のイベント、欧州・国際関係に関すること、政府や関係者との連絡調整なども行っている。なお、ブリュッセルには、ロンドン・ハウスと呼ばれる GLA の出先事務所が設置さ

<sup>1</sup> GLAの公表数値で、フルタイム換算数値、以下職員数はすべて同様。

れている。

## (2) 事務総長室

事務総長室は、事務総長と職員2名で構成されている。事務総長は、GLA の事務部門の責任者として、市長と議会に対する GLA のサポートが効果的かつ適切に行われるよう、そして GLA の業務が適正に執行されるよう監督を行う。また、事務総長は、ロンドン区やロンドン区協議会との連絡調整やロンドン緊急計画に関する調整等も扱うほか、国際会議に GLA の代表者として参加することもある。

なお、GLA の選挙が行われる際は、事務総長が選挙実施の責任者である選挙事務官 (Returning Officer) を務めるため、事務総長は選挙事務の責任を持つこととなる。2004 年のロンドン市長・ロンドン議会議員選挙及び欧州議会議員選挙 (同日選挙) 時には、職員 16 名の選挙事務チームが時限で設置され、法令に従い適切で効率的な選挙が実施されるよう事務を執行した。

## (3) メディア・広報部

メディア・広報部は、市長広報課、マーケティング課、コミュニケーション・サポート課で構成されている。同部は、市長室や市長の政策アドバイザーらと連携して市長広報 (各種報道機関に対するプレス発表、24 時間対応の報道関係者からの受付デスク) を行っているほか、ロンドン市民向けのマーケティングや広報補助業務を行っている。

## (4) 政策・パートナーシップ部

政策・パートナーシップ部は、多様な業務を受け持っているが、主なものとしてロンドン・プラン (空間開発戦略計画) をはじめとする各戦略計画の策定や見直しのサポート、政策支援、調査業務を行っている。また、ロンドン区の開発計画に関する市長への助言等を通じて戦略計画に関するサポートを行うほか、ロンドンの環境や文化的・創造的多様性、住宅、保健、社会的包含、持続可能な開発に関する政策支援や調査を行っている。さらに同部は、環境、住宅とホームレス問題、文化、政策サポート、ロンドン・プラン、開発計画決定と建築やアーバニズムに関する責任を有しているほか、オリンピックやテムズ・ゲートウェイ (再開発計画) についての先導役を果たしている。

## (5) 財政・業績評価部

財政・業績評価部は、財政、業績評価、プロジェクト管理を所管している。ロンドン市長の定める戦略計画優先項目 (第2章第2節2参照) が GLA グループ全体で着実に実現されるよう財政面、業績評価面での管理を行っている。

また、2002 年6月に同部内に発足した GLA 統合部門では、GLA グループを含めた GLA 全体での、市長の定める優先項目に関する調整のほか、主要プロジェクトの効果的な実現やロンドンに影響する事項に関する調整を行っている。この統合部門には、GLA、市長室、実務機関の代表者が含まれ、月1回会合を開いている。

(6) 総務部

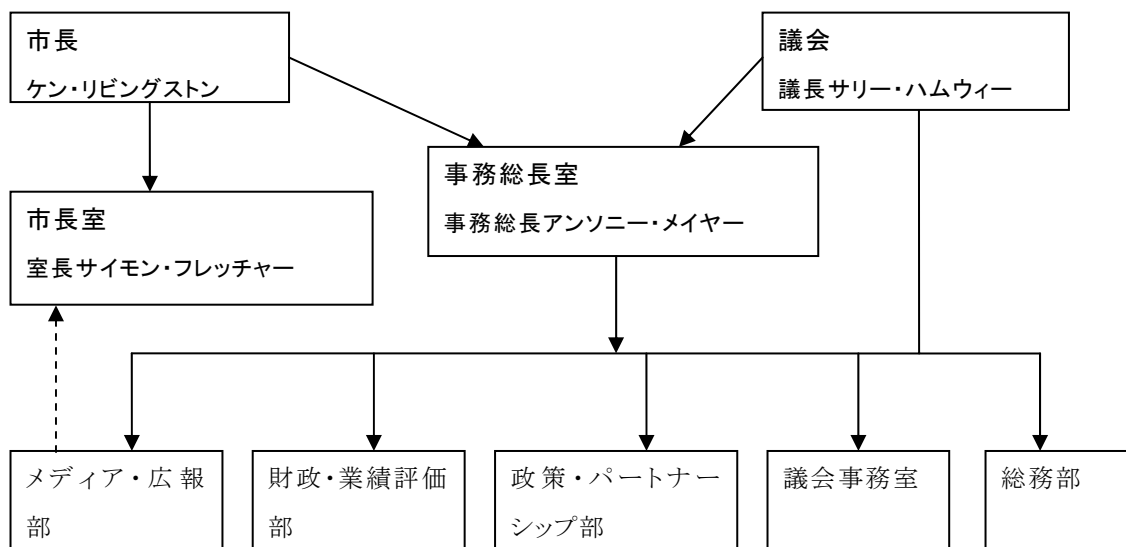
総務部は、市長と議会、そして職員に対するサービスを提供している。また、市庁舎の管理のほか、IT、人事、総務、法律サービス、情報サービス、データ管理、調査分析、経済分析を所管している。同部は、専門データや各種情報、経済分析の供給や市民連携部門を通じて外部と接触している。

(7) 議会事務室

議会事務室は、秘書部門と会派別議員支援部門とに分かれて議会のサポートを行っている。秘書部門は、議会全般のマネジメント、議会の本会議や委員会等の会議運営、議会の監視(政策評価)・調査機能のサポート、議会広報を行っている。一方、会派別議員支援部門は、「一議員につき調査員1名・秘書1名、一会派につき主任広報官1名・チーム・マネージャー1名・主任広報官とチーム・マネージャー双方を担当する秘書1名」を基本形として各会派が決定したスタッフで構成され、各議員、各会派のサポートを行っている。ちなみに、2005年の各会派別議員支援部門のスタッフ人数は、会派別に保守党22名、労働党18名、自由民主党13名、緑の党5名、ワン・ロンドン・グループ5名の合計63名となっている。

【GLA 組織機構】

(GLA ホームページを元に作成、2006年3月現在)



5 実務機関

ロンドン交通局、ロンドン開発公社、首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局の4つの実務機関は、大規模なサービス供給機能を果たしている。これらの組織はその存在根拠がGLA法にあり、ロンドン市長が理事等の任命と予算案の策定を行うためGLAグループに所属すると考えられている。

## (1) ロンドン交通局 (Transport for London: TfL)

ロンドン交通局(TfL)は、ロンドン市長の策定する交通戦略計画に基づき、ロンドンの公共交通サービスの管理運営を行っている。具体的には、ロンドン・バス、ロンドン地下鉄、ドックランド軽軌鉄道、クロイドン・トラムリンク、ロンドン水上サービス(テムズ川の船舶交通)を管理するほか、長距離バス乗り場であるビクトリア・コーチ・ステーションとロンドン交通博物館を運営している(なお、ロンドンと郊外を結ぶ地上鉄道は管理対象に含まれていない)。また、同局は約 580km の主要道路と 4,600 台の信号のメンテナンスのほか、ロンドン中心区域での混雑課金制度(資料3参照)の運営、ロンドンのタクシーとハイヤーに関する規制も行っている。そして、ロンドン内のウォーキングやサイクリングを推進するほか、身体障害者のための交通利用施策を実施している。

2005 年度の歳出予算は、50.59 億ポンド(約1兆 118 億円)となっている。

ロンドン交通局は、理事会によって運営される。理事会の委員は、ロンドン市長によって任命され、ロンドン市長が理事会の議長を務めている。なお、リビングストン市長は、ロンドン公共交通の改善を図るため、交通総監(Commissioner)の職を 2001 年に創設し、その募集にあたり主導的役割を果たした。

なお同交通局は、2004 年に行われた国の監査委員会による業績評価<sup>2</sup>(Initial Performance Assessment)で「優秀」の評価を得ている。

## (2) ロンドン開発公社 (London Development Agency: LDA)

ロンドン開発公社(LDA)は、イングランドの地域毎に設立が義務付けられている地域開発公社の一つであり、ロンドンにおける再開発とビジネス開発の促進及び監督を目的としている。同公社の議長、副議長、理事会委員は全て市長により任命される。

### 【経済開発戦略計画】

同公社は、ロンドン市長の定める経済開発戦略計画に基づいて業務を行っており、その経済開発戦略計画では次の四点が戦略の基本とされている。またそれ以外に、平等促進(人種、性、障害者等)、保健、持続可能性、環境についても取り組んでいる。

なお、経済開発戦略計画の作成自体は市長から同公社に任されている。

#### ① 土地やインフラへの投資

再開発・開発事業、新規住宅建設促進、2012 年ロンドン五輪(招致活動、開催準備活動)

#### ② 市民支援

技術訓練に関する支援、雇用支援、少数民族コミュニティへの支援、学校中退者等への支援、児童ケア支援拡充

#### ③ 企業支援

---

<sup>2</sup> 監査委員会(Audit Commission)は、地方自治体の監査を行う国の外郭機関であり、共通の基準によって地方自治体を総合的に評価する包括的業績評価制度(CPA)において中心的役割を果たしている。GLAとGLAグループを対象に行われた業績評価(Initial Performance Assessment)においても CPA と同様に、優秀、良好、普通、弱体、劣悪の 5 段階評価が行われている。

ビジネス支援、製造業・バイオテクノロジー・クリエイティブ産業(映画制作等)支援、技術革新や知識移転、荒廃地区のビジネス促進、中小企業への融資支援、黒人・少数民族企業への支援

④ マーケティング及びプロモーション

ロンドンへの投資促進、ロンドンでのビジネス継続支援、観光促進

【ロンドン気候変動局】

ロンドン市長の公約に基づき 2005 年6月にロンドン気候変動局(London Climate Change Agency)が同公社により設立された。同公社の年間予算は約4億ポンド(約800億円)となっており、産業貿易省とGLAから補助金を受けている。同局は「市長のエネルギー戦略(Green light to clean power)」に掲げられた、2010年までに1990年の二酸化炭素排出量レベルを20%までに削減するという目標達成に向けて、民間企業とのパートナーシップにより低炭酸ガス及び炭酸ガスの排出ゼロを実現するための計画立案、資金調達等を行う。

【理事会、委員会等】

市長は理事会の委員を任命し、経済開発戦略計画を策定し、コーポレート・プランと呼ばれるLDAの三カ年計画を承認する。理事会委員の任期は4年間で、2000年から2004年までの第1期委員は13名であったが、2004年から2008年までの第2期委員は15名に増員された。理事会の委員は民間部門や地方自治体部門から任命され、それ以外に高等教育、継続教育部門から参加している2名のオブザーバーがいる。理事会は1年間に約10回開催されている。また、理事会の下にロンドン開発公社の戦略や政策に関するアドバイスをを行うため、再開発・開発、業績監査、総務、職業技術、五輪運営の5委員会と保健・持続性、平等監視に関する2つのアドバイザリー・グループが設置されている。

【業績目標、評価等】

同公社の業績目標(Performance targets)は市長が定め、大臣がそれに同意する。そして、業績の監視はGLAと政府ロンドン事務所(GOL)が共同して行う。

同公社の予算の大部分は国の補助金が占めている。職員数は350名を超える。

なお同公社は、2004年に行われた国の監査委員会による業績評価で「良好」の評価を得ている。

(3) 首都警察局 (Metropolitan Police Authority: MPA)

首都警察局(MPA)は、首都警察サービス(Metropolitan Police Service: MPS)を監督し、その予算と運営を監督する組織である。首都警察の政策は、中央政府である内務省が任命する首都警察総監(Commissioner for the Metropolitan Police)が実施する。首都警察局は23名の理事で構成され、その内の12名が副市長を含むロンドン議会議員委員、4名が治安判事委員、7名が無所属委員(Independent Member)となっている。無所属委員のうちの1名は内務大臣によって直接任命され、残りの6名についてはその職に応募

した者の中からロンドンの多様なコミュニティが反映されるように理事会で選出される。また、首都警察局理事会の議長は理事の互選により選出されるため、23名の理事全員が議長になる資格を有している。ロンドン市長は、ロンドン議会議員委員12名の首都警察局理事についての任命権を有している。

首都警察局の年間予算は、約25億ポンド(約5,000億円)であり、その内訳は約78%が政府補助金、残りがGLAのカウンシル・タックス<sup>3</sup>収入となっている。

理事会の他に、2005年度現在次の委員会が設けられている。

総務委員会、コミュニティ関与委員会、協調・秩序維持委員会、機会均等・多様性委員会、財政委員会、人事委員会、計画・業績・調査委員会、警察規範・苦情委員会、行動規範委員会

首都警察局は、2004年に行われた国の監査委員会による業績評価で「普通」の評価を得ている。

なお、シティ・オブ・ロンドン・コーポレーション(通称「シティ」と呼ばれるロンドンの基礎的自治体の一つ。)の管内については、独立した警察組織「シティ・オブ・ロンドン・ポリス」が警察行政を行っている。

#### (4) ロンドン消防・緊急時計画局(London Fire and Emergency Planning Agency: LFEPA)

ロンドン消防・緊急時計画局(LFEPA)は、ロンドン消防隊(London Fire Brigade)の監督と、ロンドンにおける緊急計画と大規模な化学事故やテロへの対応の監督を行う。ロンドン消防・緊急時計画局の理事会は17名の委員で構成されており、その内の9名はロンドン議会議員から市長が任命し、8名はロンドン区からの指名(実際にはロンドン区の連合組織であるロンドン区協議会が指名)に基づき、市長が任命する。理事会は同局の政策決定等を行うとともに、ロンドン消防隊の業務運営委員会とも密接に連携している。ロンドン消防隊の長である消防・緊急時計画総監(Commissioner for Fire and Emergency Planning)は、ロンドン消防隊を統轄し、その業務運営委員会の議長を務めている。ロンドン消防隊の職員数は約6,800名で、そのうちの約5,700名が消防官となっている。

同局は、ロンドン安全計画と呼ばれる戦略プランと、業務運営計画(ベスト・バリュー業績計画を兼ねる)に基づき業務を行っている。同局の年間予算は約4.5億ポンド(約900億円)となっている。

なお同局は、2004年に行われた国の監査委員会による業績評価で「良好」の評価を得ている。

## 第2節 予算

市長はロンドン議会に予算案を提出し、ロンドン議会は毎年2月末までに予算案を審議し、採決を行う。ロンドン議会は予算案に対し、2/3の賛成をもって修正を加えることができる。こ

---

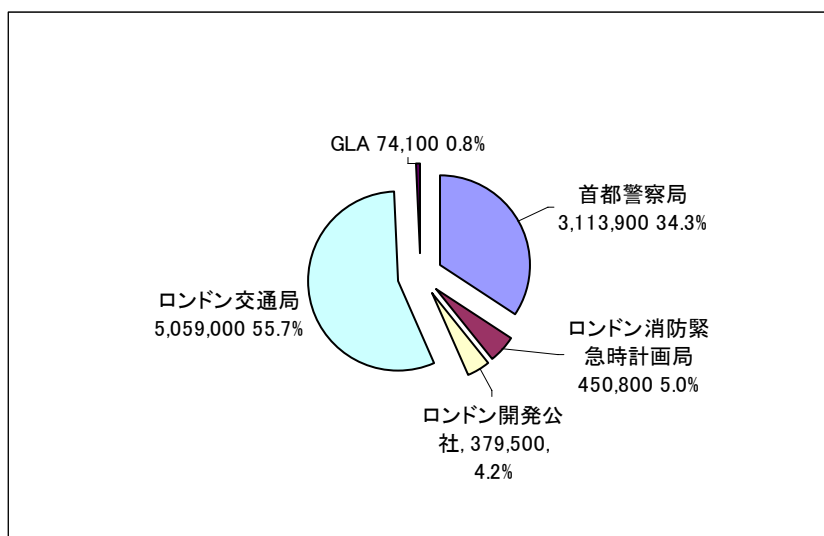
<sup>3</sup> カウンシル・タックスは、英国唯一の地方税で、住民税と固定資産税の性格を併せ持つ。

の予算には、GLA 本体の予算だけではなく4つの実務機関の予算も含まれている。

## 1 経常歳出予算

2005年度のGLAグループ全体の総歳出予算額は総額90億7,730万ポンドとなっており、その内訳は首都警察局が31億1,390万ポンド(34.3%)、ロンドン交通局が50億5,900万ポンド(55.7%)、ロンドン消防・緊急時計画局が4億5,080万ポンド(5.0%)、ロンドン開発公社が3億7,950万ポンド(4.2%)、GLA本体が7,410万ポンド(0.8%)となっている。

【図表 GLAグループの総歳出予算額(2005年度)】 (単位:千ポンド)



出典：  
GLA Consolidated  
Budget

【GLAグループの総歳出予算額(2001年度～2006年度)の推移】 (単位:千ポンド)

機関	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
首都警察局	2,258,312	2,354,600	2,680,000	2,872,300	3,113,900	3,267,000
ロンドン消防・緊急時計画局	351,404	373,000	406,900	444,200	450,800	431,200
ロンドン交通局	791,300	1,086,100	4,085,600 (注1)	5,065,600	5,059,000 (注2)	5,393,000 (注4)
GLA	39,007	52,200	67,300	74,000	74,100	134,900
ロンドン開発公社	308,573	261,500	338,000	343,200	379,500(注3)	422,500(注5)
合計	3,748,596	4,127,400	7,577,800	8,799,300	9,077,300	9,648,600

(出典 GLA Consolidated Budget)

注1 ロンドン交通局にロンドン地下鉄の所有権が移管されたことによる歳出予算増

注2 ほかに、借入金により賄われる550,000千ポンドの資本支出がある。

注3 ほかに、資産売却収入により賄われる12,500千ポンドの資本支出がある。

注4 ほかに、借入金により賄われる604,000千ポンドの資本支出がある。

注5 ほかに、資産売却収入により賄われる20,000千ポンドの資本支出がある。

## 2 経常歳入予算

GLA グループ全体の予算の財源の半分以上は中央政府からの補助金となっており、地方税であるカウンシル・タックスは、そのごく一部のみを賄っているにすぎない。GLA グループの2005年度経常歳入支出見込額は次表のとおりであるが、その内訳は、地方交付金及びノン・ドメスティック・レイトが10億2,770万ポンド(11.3%)、警察補助金・GLA補助金・特定目的補助金の三補助金が39億9,710万ポンド(44%)、地方税が7億2,740万ポンド(8%)、繰入金(繰入金)が9億3,300万ポンド(1%)、その他収入が32億3,760万ポンド(35.7%)となっている。

なお、GLAは直接的な税金徴収を行わず、基礎自治体であるロンドン区及びシティに対して課税徴収命令(precept:プリセプト)を発行し、自己のカウンシル・タックスの徴税を依頼するプリセプト団体<sup>4</sup>である。GLA分の税金は課税団体(billing authority)であるロンドン区及びシティの各徴収基金(collection fund)に集められたものからGLAに分配されている。

【図表 GLAグループの2005年度経常歳入支出見込額】

GLAグループ2005年度総歳入内訳	金額	割合
地方交付金、ノン・ドメスティック・レイト	1,027,700	11.3%
警察補助金	1,177,200	13.0%
GLA補助金	37,500	0.4%
特定目的補助金	2,782,400	30.6%
使用料・手数料等収入	3,234,800	35.6%
カウンシル・タックス	727,400	8.0%
留保分	93,300	1.0%
欠損見込額	2,800	0.0%
合計	9,083,100	100.0%

(出典：GLA Consolidated Budget；単位：千ポンド)

## 3 GLA(本体)の予算内訳

(1) 部局別内訳(GLA(本体)の2005年度予算部局別内訳)

部局名	金額
市長室	10,833
メディア・広報部	3,041
政策・パートナーシップ部	9,200
財政・業績評価部	6,046
総務部	19,708
議会事務室	7,772
選挙事務室	4,000
事務総長	300
合計	60,900

(出典：GLA Corporate Plan 2005/08；単位：千ポンド)

<sup>4</sup> プリセプト団体：precepting authority

(2) 性質別内訳 (GLA(本体)の2005年度予算性質別内訳)

項目	金額
人件費	33,630
施設費	10,446
調達・サービス費	24,737
手数料・使用料等収入	△10,940
利息収入	△1,858
基金からの収入	△400
留保分への支出	6,054
留保分からの収入	△769
合計	60,900

(出典 GLA Corporate Plan 2005/08 ; 単位:千ポンド)

### 第3節 戦略計画

#### 1 戦略計画

2000年から2004年3月までの間に、ロンドン市長はGLA法により策定が義務付けられている戦略計画8つと策定が義務付けられてはいない戦略計画9つを発表した。この戦略計画は、まず案の形で公表され、外部機関との調整やロンドン議会による審議、住民からの意見受付等を行った上で正式に策定されている。

##### (1) 義務的戦略計画の種類と策定状況

策定が義務付けられている戦略計画の種類と策定状況は次のとおりである。

また、下記戦略計画のうち、空間開発戦略計画(通称「ロンドン・プラン」)は、ロンドンにおける各戦略計画の土台となるものであり、開発規制を行うために策定が義務付けられている地方計画でもある。

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ① 経済開発          | 2001年7月、2005年1月改訂    |
| ② 交通            | 2001年7月、2004年一部改定    |
| ③ 生物多様性         | 2002年7月              |
| ④ 大気の状態         | 2002年9月              |
| ⑤ 廃棄物           | 2003年9月、2005年度一部改定予定 |
| ⑥ 空間開発－ロンドン・プラン | 2004年2月              |
| ⑦ 騒音            | 2004年3月              |
| ⑧ 文化            | 2004年4月              |

##### (2) 自発的戦略計画の種類と策定状況

策定が義務付けられてはいないが、市長の関心に基づき策定された戦略計画の種類と策定状況は次のとおりである。

⑨ 路上生活者	2001年3月
⑩ 家庭内暴力	2001年11月、2005年11月改訂
⑪ 電子自治体	2002年10月、2004年12月改定
⑫ アルコールと薬物乱用防止	2002年1月発表
⑬ ロンドンの住宅	2003年、2005年度改訂予定
⑭ 子どものケア	2003年11月
⑮ 子どもと青少年	2004年1月
⑯ エネルギー	2004年2月
⑰ ロンドンへの投資	2004年3月
⑱ 高齢者戦略	2006年策定予定
⑲ 食物	2006年策定予定

## 2 政策目標と優先項目(2001～2004年度)

ロンドン市長は2001年度から2004年度まで毎年度、政策の目標と優先項目を決定している(但し2001年度は優先項目のみ)。各優先項目についてベスト・バリュー指標が設定され、その達成度を点検することで優先項目の実現を図っている。

なお、2004年に初めて行われた国の監査委員会による業績評価(p12 注2参照)で、GLA(ロンドン議会は含まない)は「良好」の評価を得ている。

### (1) 2001年度の優先項目

2001年にロンドン市長が策定した優先項目10項目は次のとおりとなっている。

優先項目
ロンドンの公共交通の質を改善し、混雑を減らす
ロンドンを安全な都市にする
ロンドンの経済を強化し荒廃地域の再開発を行う
低家賃住宅の不足とホームレス問題に取り組む
ロンドンの知名度を高め、投資を促進させる。
ロンドンのアーバン・ルネッサンスを主導する
ロンドンの人種平等アジェンダを主導する
ロンドンの文化的・創造的多様性を推進する
ロンドン市民の健康を促進する
ロンドンの環境を改善する

(出典:2001年GLA年次報告書)

### (2) 2002年度の優先項目

2002年に、上記(1)の優先項目は下記のとおり達成すべき5つの目標と11の優先項目とに整理された。

目 標	優 先 項 目
繁栄する都市	ロンドンの経済を強化し荒廃地域の再開発を行う
	ロンドン・キャンペーンを推進する
人々のための都市	ロンドンを安全な都市にする
	ロンドンのアーバン・ルネッサンスを主導する
アクセスできる都市	ロンドンの公共交通の質を改善し、混雑を減らす
	ロンドンの文化的・創造的多様性を推進する
	低家賃住宅の不足とホームレス問題に取り組む
公平な都市	ロンドンの人種平等アジェンダを主導する
	ロンドン市民の健康を促進する
緑の都市	ロンドンの環境を改善する
	ロンドンにおける持続可能な開発を推進する

(出典:2002年 GLA 年次報告書)

### (3) 2003、2004 年度の優先項目

2003年に優先事項は下記15項目に拡充され、2004年度も引き続き同じ項目となっている。

目 標	優 先 項 目
人々のための都市	ロンドンを安全な都市にする
	ロンドンのアーバン・ルネッサンスを主導する
	低家賃住宅の不足とホームレス問題に取り組む
	ロンドンの文化的・創造的多様性を推進する
	ロンドンにおける持続可能な開発を推進する
アクセスできる都市	ロンドンの公共交通を改善し、拡張する
	ロンドンの混雑を減少する
	ロンドンに発着する国際・国内・地域交通を改善する
繁栄する都市	ロンドンの経済を強化し荒廃地域の再開発を行う
	ロンドン・キャンペーンを推進する
	ロンドンの観光を促進する
公平な都市	ロンドンの平等のために闘う
	貧困や経済面での不利解消に取り組む
	ロンドン市民の健康を促進する
緑の都市	ロンドンの環境を改善する

(出典:2003年、2004年 GLA 年次報告書)

### 3 実績(2001～2004年)

#### (1) 主要成果

ケン・リビングストン市長は、2004年の市長選挙公約の中で、1期目(2000年～2004年まで)の主要成果を次のようにまとめている。

- ・ 警官 5,000 人増員
- ・ バス台数を 1,000 台増加
- ・ 中心部の交通渋滞を 30%軽減
- ・ ミニキャブ(いわゆるブラックキャブ以外のタクシー)の免許制度強化
- ・ 11 歳未満の子どものバス料金無料化
- ・ 廃棄物のリサイクル率 50%増
- ・ 新規住宅の半分を取得可能な価格帯の住宅にするよう要請
- ・ 2012 年オリンピック招致都市の最終選抜候補地

#### (2) 国の監査委員会による業績評価レポート

2004年に行われた国の監査委員会による業績評価の結果発表された、GLAの業績評価レポート(Initial Performance Assessment Report)において、GLAは次のように評価されている。

「GLAはその設置から4年間で、総合的な戦略計画類を作成し、明瞭で野心的かつ信頼できる長期的なロンドンの発展のビジョンを示すことに成功した。市長は、ロンドンを模範的な世界都市として発展させることによりロンドン市民の生活を改善する、という明確で野心的なビジョンを持っている。そのビジョンは、質の高い調査やロンドンが直面している課題と機会に対する理解、そして関係者との良好な協議に基づいたものである。市長は、強いリーダーシップと方向付けを行っており、ロンドンの代弁者として効果的に活動を行い、平等と多様性に関する市長のリーダーシップは幅広く認識されている。」

そして監査委員会は、市長の定める優先項目についてGLAが4年間に達成したもののうち、重要なものとして次の7点を挙げている。

- ① トラファルガー広場の改善
- ② 警官数を増加させるための予算確保と政治的支援
- ③ バス路線周辺の犯罪対策のための交通犯罪対応部隊の設置
- ④ バスの新型車両導入のための大規模投資と混雑課金制度の導入成功、それによるバス利用者増加と車両交通の減少
- ⑤ 主要な交通等インフラ整備計画の支援と予算確保
- ⑥ 平等推進政策とその実施(GLA自体が模範的団体となるとともに、GLAが他の団体と協力する際にも他団体にも良い影響を与えている)
- ⑦ ロンドン区協議会(ロンドン区の連合組織)とのパートナーシップに基づくロンドン・リサイクル・ファンドの設置によるリサイクルの増加

### (3) GLA の4年間の実績概要

上記(2)の監査委員会の評価をふまえて優先項目別に整理すると次のようになる。

#### ア 人々のための都市

- ・ 首都警察局の警官数とポリス・コミュニティ・サポート・オフィサー<sup>5</sup>の数を増加させるための予算確保と政治的支援を行った。警官数は 2000 年の 25,043 人から 2004 年3月時点で 31,000 人に増えており、2003 年度の通りにおける犯罪が5%減少した。GLA はロンドン交通局、首都警察局、首都警察サービスと協力して、違法タクシーやバス内・バス路線周辺の犯罪を扱う交通犯罪対応部隊を警察に設置した。それによりバス路線での逮捕数が増加し、違法駐車等の取り締まりが強化された。
- ・ トラファルガー広場の改善により、広場北側部分が歩行者専用となり安全な広場となり、ロンドン市民のみならず観光客等にとっても、人と会うための、そしてイベントを楽しむための公共空間としてよく利用されている。

#### イ アクセスできる都市

- ・ バスの新型車両導入のための大規模投資とバス運転手に対する賃金改善により、(全国的にはバス利用が減少するなか)年間のバス利用回数が 450 万から 600 万に増加するとともに多様な人々がバスを利用するようになり、顧客満足度も改善された。
- ・ 複雑な情報通信技術プロジェクトが予定通りかつ予算内で完成したことにより、ロンドン中心区域での混雑課金制度の導入が成功した。
- ・ 上記2つの方策により、国際的な大都市ではみられない、車両交通の減少とバス利用者増加という重要な交通利用手段のシフトがみられることとなった。2004 年までの4年間に公共交通の利用が 16%以上増加した一方、車両交通は4%減少した。
- ・ GLA は、クロスレール、ウェスト・ロンドン・トラム、ドックランズ軽軌鉄道、イースト・ロンドン線の拡張といった主要な交通インフラ整備プロジェクトの予算確保と支援に関する改善を行った。

#### ウ 繁栄する都市

- ・ GLA は政府ロンドン事務所と共同して、各省庁にロンドンの抱える財政必要性を説明することに成功し、例えば交通に関して今後3年間に9億 5,500 万ポンドを含む、ロンドンのための追加予算を確保した。

#### エ 公平な都市

- ・ GLA は、地方自治体の平等基準のレベル3を達成しており、その平等推進活動は、2003 年の監査委員会の検査で「良好、今後も改善見込み」との評価を得ている。
- ・ 雇用目標の達成に向けて進展がみられる。GLA の主催する文化イベントはロンドン市民に支持されており、7.5 万人以上が参加したイベントもある。

---

<sup>5</sup> Police Community Support Officer (PCSO) : 警察が雇用する文民職員。地域の巡回を行なうことで軽犯罪抑止効果を狙うもの。逮捕はできないなど、その権限は警官より限られている。

#### オ 緑の都市

- ・ 市長は、ロンドンでリサイクルに関する新方策に取り組み、良い事例をロンドンに広めるため、ロンドン区協議会(ロンドン区の連合組織)とのパートナーシップにより 2002 年にロンドン・リサイクル・ファンドを設置した。同ファンド設立以来、リサイクル率は8%から14%へ向上した。

#### (4) 年度別実績

GLA の年次報告書によると、年度別実績は次のとおりとなっている。

##### ア 2001年度

- ・ ロンドンの文化的多様性を受容するため、文化戦略グループを任命。
- ・ ロンドン交通総監にニューヨーク地下鉄の大変革を成し遂げた交通専門家ボブ・カイリー氏を任命。
- ・ 戦略鉄道局とクロスレール及びイースト・ロンドン線を含む主要長期投資プロジェクトに関する合意に達する。
- ・ ロンドンの街路の浄化を図るため、首都倫理プログラムを開始
- ・ トラファルガー広場に監視員を雇用 一帯の犯罪率が 50%減少
- ・ ロンドンに対する補助金を増加させ、次期3年間にロンドン交通改善のために 32 億ポンドを追加獲得
- ・ 路上生活者戦略を開始(路上生活者向けの定期的診療プログラムが含まれている。)
- ・ ロンドン保健委員会を設置

##### イ 2002 年度

- ・ ロンドンのバス・サービスを大幅に改善 利用率が6%向上
- ・ 交通戦略を発表、ロンドンの全交通システムを改善していくための政策と提案の統合パッケージを提案
- ・ ロンドン経済の将来に向けた行動計画を示した初の経済開発戦略を設定
- ・ ニューヨーク、パリ、ベルリン、モスクワと経験や知恵を共有するためシティ・パートナーシップ合意を結ぶ。
- ・ 首都警察局の予算を増やし、追加で 1,050 人の警察官採用を可能に
- ・ 口蹄疫や 9.11 ニューヨークのテロの衝撃を和らげるため、ロンドン観光業界向け総額 400 万ポンドの財政支援を可能にする。
- ・ 英国初のパートナーシップ登録制度<sup>6</sup>を創設(同性カップルと異性カップルの平等を図る重要な一歩となった)
- ・ ロンドンの多様性を祝い様々なコミュニティを推進する一連のイベントを促進

---

<sup>6</sup> リビングストン市長が導入したパートナーシップ登録制度は法的根拠を持たないものであったが、この問題に対する関心を高めることを目的にしており、その後 2005 年には国会で市民登録制度が成立し、同性婚も法的に認められることとなった。

#### ウ 2003 年度

- ・ ウェスト・ロンドン・トラム、クロス・リバー・トラム、イースト・ロンドン乗換え制度、グリニッジ水辺乗換え制度にゴーサインを出す。
- ・ バス本数の増加と新ルート導入、ピーク時には1.1万台、深夜の移動を安全かつ便利にするため、新規のナイトバス路線を導入
- ・ 混雑課金制度を導入、対象地区では約15%混雑が減少
- ・ 大気戦略と生物多様性戦略を発表
- ・ 1,000名の警官を増員
- ・ 市長の観光戦略三カ年プラン”Visit London”を設定、ロンドン開発庁とロンドン観光委員会にも支持され、全ロンドンのキャンペーンを行った。
- ・ 新しい警察部隊を設置・・・バス犯罪、不法タクシー勧誘、主要バス路線周辺の犯罪対策のため交通実働指揮部隊を設置
- ・ ロンドン高齢者戦略グループと関連して、初のロンドン高齢者議会を開催
- ・ 誰にとっても安全で快適な広場となるように行われた9か月の建築プロジェクトの後に、トラファルガー広場を再オープン

#### エ 2004 年度

- ・ 基礎自治体廃棄物管理戦略を発表(リサイクル推進、廃棄物の減少、清潔な通りを掲げる)
- ・ 市長のロンドン環境報告書である Green Capital を発表
- ・ 市長の騒音戦略を発表
- ・ 市長のエネルギー戦略を発表
- ・ 2012年オリンピック招致を開始し、パートナーシップによって招致推進
- ・ 空間開発戦略であるロンドン・プランを発表
- ・ ポリス・コミュニティ・サポート・オフィサー(P21注5参照)計画を1,500人に拡大、その内1,000人はアウター・ロンドン区へ配置
- ・ ロンドンの親にとって利用可能な子どもへの良質なケアを行う目的で、子どものケア戦略を発表

#### (5) ロンドン区との協働

2000年から2003年までに、GLAとロンドン区が協働したプロジェクト等としては、次のようなものがある。

- ・ 人権尊重(人種差別反対)週間イベントにおける協働
- ・ ロンドン保健委員会:ロンドン市民の健康増大のため設置
- ・ ロンドン区協議会(ロンドン区の連合組織、以下「ALG」)、GLA、ロンドン保健福祉ケア会、キングス財団、ロンドン保健観察局、政府ロンドン庁のパートナーシップ
- ・ ロンドン・コネクツ:ロンドン電子自治体推進団体:ALGとGLAにより2000年9月に設置
- ・ ロンドン住宅フォーラム:低所得者用住宅の推進を行う組織。ALGとGLAが中心とな

って2001年に設置され、政府ロンドン庁や住宅会社、シェルター、ロンドン開発庁、ロンドン住宅連盟、ロンドン国民健康サービス(ロンドン NHS)、首都警察サービス(MPS)などが会員となっている。

- ・ テムズ・ゲートウェイ・ロンドン・パートナーシップ:テムズ・ゲートウェイ地域の再開発を促進するために、ALGと13の地方公共組織、5大学、ロンドン東部技術訓練委員会を含む連合体。民間セクターや地元コミュニティと協働。
- ・ ロンドン・リサイクル・ファンド:政府が設定したごみ減量リサイクルファンドにより補助された2,130万ポンドの基金を有効に活用するために、ロンドン・リサイクル・ファンドが設立され、ALGとGLAは、官民パートナーシップによる「ロンドン廃棄物アクション」という活動を展開している。
- ・ 路上自動車排ガス汚染テスト:ALGとロンドン市長が協働して、28のロンドン区の路上での排ガス汚染テストを実施。
- ・ ロンドン黒人・少数民族に対する犯罪撲滅パートナーシップ評議会
- ・ 交通に関する協働
- ・ ALGとロンドン議会の協働

#### 4 市長2期目(2004～2008年度)の公約

ケン・リビングストン市長は、2004年の市長選挙公約で、2期目(2004年～2008年)に達成する公約として次の事項を掲げている。

- ① 警官の増員を継続するとともに、ロンドン近隣社会に警官6人の近隣巡視チームを配置するプログラムを拡大し、ロンドン全域で犯罪に対する「受容度ゼロ」の政策を取り入れる。
- ② 市内全域のバス・サービス改善を継続し、地下鉄や鉄道にもサービス改善を拡大する。
- ③ 成功をおさめているロンドン中心部における混雑課金制度を継続し、支払い等の手続きで「面倒な要素(Hassle factor)」を減らす。
- ④ 毎年3万戸の新規住宅を開発し、うち50%は低価格での入手を可能にする。
- ⑤ ロンドンを「低排気ゾーン」にして、大気の質を向上させる。
- ⑥ ロンドン住民全員に均等な機会を与え、あらゆるコミュニティがロンドン社会に貢献することを賞賛していく。

## 第2章 ロンドンの略史

ロンドンは、よく「施政不可能な都市」とであると評されてきた。現在の都市構造は現代的かつ民主的で目的にふさわしいものとなっているが、歴史的にはそうでなかった。過去数十年をみても、首都ロンドンの都市構造は度々変更されてきた。その中心となっている問題は、ロンドンの境界はどこまでか、ロンドンの地方自治体がどの程度の権限を持つべきか、の二点である。

ロンドンには英国の首都であり、英国の一地方であるイングランドの中心地でもある。またウェストミンスター地区には英国国会が位置している。英国は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドから構成される連合王国(単一国家)であり。そのうちイングランドの人口は全体の5分の4を占めている。1997年以降、英国では地方分権推進の方向に進んでおり、一定の権限を持つスコットランド議会、やや限定された権限を持つウェールズ議会及び北アイルランド議会が設立されている。また、2000年のGLAの設立により、ロンドンはイングランドにおいて広域を管轄する権限を持つ地域政府を有する唯一の地域である。とはいえ、ウェストミンスターにある国会が最高権力を有していることから、国会は自由に、地域議会や地域機関の業務を抑えたり干渉したりすることができる。英国には国会で制定される個々の立法とは別の成文憲法は存在しない。

ロンドンの地方自治体の起源は、中世のシティ・オブ・ロンドン・コーポレーション(通称「シティ」)に遡ることができる。シティは形を変えながらも現在まで存続している。このシティはGLAが管轄するロンドンと混同されることがよくあるが、この二つは明らかに異なるものである。シティ・オブ・ロンドンとは、ロンドンの地域の地理的中心部分にある歴史的な「スクエア・マイル」(1マイル四方)といわれる区域を管轄しており、ロンドンに33ある基礎自治体の一つである。ただし、シティ以外の32の基礎自治体はロンドン区として知られている。ロンドンの地方自治体の構造は、シティの存在とその他のいくつかの理由により、やや変則的なものとなっている。

### 第1節 起源から近代まで

現在のシティのテムズ川沿いの地帯は古くはローマ人が定住した地で、徐々にイングランドの「首都」としての地位を確立してきた。もっとも国会と国の省庁は、シティに隣接するウェストミンスター区に存在している。シティはその起源を1111年まで遡ることができ、「イングランドで最も古い地方自治体」とされている。英国初の独立した地方自治体としての地位は、イングランドにおける金融取引の中心地としてのシティの役割から来るものである。その役割が国益にとって重要だとされたため、シティは君主から相当の自治権を与えられた。

シティが自治体となる以前、サクソン人の統治時代にはシティは「長老議員(Aldermen、サクソン語で年長者を意味する)」によって構成される「市議会(Court of Husting)」により統治されていた。これが後の「参事会(Court of Aldermen)」となり、1189年に最初の「市長(Lord Mayor)」が設置された。参事会はその後、しだいにシティの各地区からの代表者によって構成されるようになり、1376年にはこの集まりが「市会(Court of Common Council)」として制度化され、1384年からは市内の各選挙区から直接選挙によって選出される機関となった。参事会

の役割は次第に形骸化し、市会がシティの自治体としての諸機能を集積していくこととなった。「市会(Court of Common Council)」と「市長(Lord Mayor)」がシティの二大構成組織として今日まで存続している。シティの市会選挙は全く政治色の無いもので、政党選挙となっていないことが英国の他の自治体とは異なり特筆すべき点である。

シティは、19世紀及び20世紀のロンドンにおける広範囲な都市構造の再編成の波を避けてきた。実際、19世紀中ごろのシティの境界外の地域において強く求められていた変革は、シティがその計画に含まれることを危惧したため少なくとも20年間延期されることとなった。また、歴史的な同業組合(Livery Companies、ギルドと呼ばれた同業者の団体にそのなかには古いものも新しいものもある)が、シティの運営について正式な役割を長く務めてきたが、イングランドの地方自治体の大半において封建時代の終りまでにギルドが消滅したことを考えると、これは非常に例外的なものである。

## 第2節 近代からLCCの成立(1900年頃)まで

ロンドンの都市構造の変革をどのように行うかという課題は、近代において常に国の政治家たちに重い負担をかけてきた。イングランドにおける選挙で選出される地方自治体の導入は、1835年に市町村組織で直接選挙が始めて実施されたときに遡る。それに続いて、王立委員会(国会の委員会)が、イングランドの地方民主主義を実現するためにはどのようなモデルにすべきかを調査するために設置された。

当時は産業発展の著しい時代で、ますます多くの人々が地方から都会へ仕事を探しに来たため、ロンドンの規模や人口も増大していた。人口の急増により、教育や公衆衛生、そして道路や交通網の計画のための首尾一貫したアプローチが必要となっていた。当時存在していた教区会(vestry)といわれる国教会の地方行政組織はこの要請に応えることができなかった。イングランド各地で新しい形の地方自治体が作られていったにもかかわらず、シティと国会におけるシティの支持者は、シティの優先的地位を守るため、いかなる形であってもロンドンに広域組織を導入することに対し激しく抵抗した。疫病の大流行が起きてはじめてロンドンの改革を始めることができたのである。

1855年の大都市地方管理法(The Metropolis Local management Act 1855)によりロンドンに99のパリッシュ(元々は教区の意味)地域が作られ、教区会(vestry)の行っていた機能のほか、排水設備、道路清掃、舗道も行われることとなった。同時に、大都市労働委員会(Metropolitan Board of Works)がロンドンの都市地域全体のために調整を行う組織として創設された。同委員会は間接選挙による組織であったが、時間の経過とともに住宅改善、消防、道路建設などの権限を少しずつ蓄積していった。しかし、ロンドンの問題は引き続き存在しており、首都警察やロンドン教育委員会といった妥協策が試みられたにもかかわらず、サービスを供給する能力を有する(適した)直接選挙による組織の必要性が一層高まっていった。

1888年には、イングランドに選挙を土台としたカウンティ・カウンシルを設置した地方自治法により、ロンドン・カウンティ・カウンシル(LCC)が誕生した。LCCはシティ・オブ・ロンドンを取り囲むケント、ミドルセックス、サリーから一部地域を組み入れることで作られたもので、この新しく

作られた自治体がロンドンとみなされることになった。しかし、中央政府は、当時政治的に流行していたガスや水道、交通、ドックなどの地方サービスの市営化を含む LCC の進歩的な政策には慎重で、1899 年に新たな地方自治法を制定し、LCC の下に 28 の大都市区 (Metropolitan Borough) を創設した。大都市区はそれまでのパリッシュと、課題への対応が遅いと批判されていた特別委員会等を吸収したもので、大都市区ができたことにより LCC と区との間に政治的な均衡力のようなものが生じることとなった。LCC は 1960 年代まで存続し、学校や住宅建設、交通インフラのプロジェクトなどでいくつかの著しい成功を収めた。

### 第3節 LCC から GLC へ、そして GLC の廃止まで(1950 年代～1986 年)

1950 年代までに、LCC の(ヴィクトリア時代にできた)境界は、ロンドンとして認識される地域の中心区域しかカバーしていないことが明確になり、LCC の管轄区域と境界を接する地域での都市開発が大幅に進んだ。1920 年代の初期の王立委員会はロンドンの都市自治体の地域拡大を議論したが、その提案は採用されず、ロンドンのニーズに最もふさわしい都市自治体の規模とあり方の検討については、1957 年に政府が任命したハーバート報告書に譲ることとなった。同報告書は、いくつかのサービス供給権限を持たせた「戦略的な」グレーター・ロンドン・カウンシル (GLC) と、32 のロンドン区 (London Borough) (ただし、シティ・オブ・ロンドン・コーポレーションは現状維持) の創設を提案した。同報告書の提案内容は、1963 年の地方自治法 (Local Government Act 1963) により大部分が立法化されたが、編入された地域が教育に関する責任を持ち続けられるようにするため、いくつかの妥協も必要であった。そこで、追加の組織として、以前の LCC 地域における地方教育局の中心としてインナー・ロンドン教育局 (Inner London Education Authority) が創設された(そのメンバーは GLC 全域から指名され、その内の何名かは新設の 32 のロンドン区から指名された)。

1970 年代後半までには、GLC の権限と GLC の行ったマーシャル調査報告書に関する議論がはっきりとした形をとるようになった。マーシャル報告書では、住宅に関する権限は全てロンドン区に委譲すべきであるとか、1948 年の国民医療サービス (NHS) 制度導入前まで LCC が持っていた保健に関する権限と同じ権限を GLC に持たせるべきとの提案がなされていた。しかし、これらの提案は無視され、1981 年に GLC の政権党となった労働党による福祉政策は、再びロンドンの自治体と中央政府の間に大きな緊張がもたらすことになった。また、ロンドンの公共交通に著しく補助金を投入した低額運賃を導入する計画について、アウター・ロンドン・バラの保守党が提訴した裁判事件は GLC 廃止論を拡大させ、ロンドン市役所 (GLC) と保守党政権 (中央政府) との間で当時継続して起きていた政治闘争は 1986 年の GLC の完全な廃止を引き起こすこととなった。

当時の保守党サッチャー政権は、1985 年地方自治法により GLC を 1986 年に廃止し、ロンドン区による組織 London Residual Body (ロンドン残留組織) にその資産を移管した。各種権限はロンドン区に移管されるか、そのために新設されたロンドン広域所管の特殊法人に移管された。1990 年にはインナー・ロンドン教育局 (Inner London Education Authority) も廃止された。ロンドンに、公選制の広域自治体が成立するまでには、それから 14 年の歳月が必要であった。

## 第4節 GLA の成立経過

### 1 背景

1997 年以来、トニー・ブレア首相率いる労働党政権は、国会(と国家公務員)から地方への脱中央化プログラムを進めている。この動きは 1980 年代のイタリア、フランス、スペインでの同様な動きに続くものであり、また、当時の欧州連合内における地方(Region)推進の動きに続くものであった。1999 年には、スコットランドとウェールズの地域議会の議員選挙が行われた。また、1998 年には北アイルランドの地域議会も設立された。イングランドでの地方分権はゆっくりしたペースで行われ、1999 年に非公選の地域会議(regional chamber)がロンドンを除く 8 地域に設置された。ロンドンに 1986 年の GLC 廃止後空白となっていた広域自治体が復活するということは、イングランドのどこよりも早く広域レベルの自治体が導入されることを意味した。なお、イングランドのロンドン以外の地域には広域自治体は存在していない。GLA はイングランド初の広域自治体であるが、ベスト・バリュー制度や倫理規範といった事項については地方自治に関する法令に基づいて行うことになっている。

### 2 成立経過

1986 年に GLC が廃止されてから、その後の 14 年間、ロンドンには全体としての戦略は何もなく、ロンドンを代弁する声もないままであった。保守党に激しく対立する労働党は GLC の復活を公約に掲げていたが、1992 年の総選挙では保守党に敗北したため、地方の構造変革や地方自治体に関する政策の再検討を始めた。そして、労働党は 1996 年にロンドン広域自治体の復活を党の政策として公表したが、そこでは、直接公選による市長と、市長の政策を監視する小規模の議会という形が提案されていた。ロンドン自体は 1960 年代と比べて拡大しているにもかかわらず、この新しい組織は 1965 年時点のロンドンの境界に留まることとされていた。1997 年の総選挙時で政権を握った労働党は、同党の新政策を法案化するための提案を発表した。その中には、提案されている GLA はかつての GLC 庁舎を使うのではなく新たな建物に入ること、また小規模で 25 名の議員からなる議会を持つことも含まれていた(かつての GLC の最後の選挙であった 1981 年の選挙では 92 名の議員が選出されていた)。

この提案を実行に移す最初の段階は、新たな GLA の導入についてロンドン市民の同意を取り付けるための住民投票の実施であった。その住民投票は、1998 年 5 月にロンドン区の選挙と同日に実施され、72%が政府提案に賛成であった。GLA は GLC に比べて権限や直接的なサービス提供が少ないことから、明らかに GLC の後継自治体とはみなされなかった。このことは、GLC が廃止時点で約 2 万人のスタッフを抱えていたのに対し、2005 年度の GLA のスタッフが約 700 名であることから裏付けられている。保守党はロンドン議会(Assembly)の設置に反対し、自由民主党は直接公選市長(Elected Mayor)の設置に反対したが、労働党政権は当時国会で圧倒的多数であったことから、1999 年 GLA 法を国会で通過させた。そして、市長と議員の選挙が 2000 年 5 月に行われることとなった。

GLA 法の国会審議が終わった後の焦点は、英国にそれまで存在していなかった行政執行権を持つ直接公選市長の各政党による候補者選びに移った。1990 年代半ばに初めて直接公選市長制が議論されたとき、その職はビジネス界の人物などいわゆる政界以外のリーダーシ

ップを持つ人々を惹きつけるだろうと考えられていた。保守党の当初の候補者であった小説家のジェフリー・アーチャー卿はスキャンダルと犯罪への関与により立候補を取りやめ、代わりにロンドン選出国會議員で元交通大臣のステイブ・ノリス氏が最終的に候補者となった。しかし労働党候補者が選挙に勝つ公算が強いと予想されていたため、労働党の候補者が誰に決まるか注目された。トニー・ブレア首相は、かつての GLC リーダーであった左翼的な考え方で知られるケン・リビングストン氏を労働党の候補者とすることに乗り気でなく、内閣の一員であるフランク・ドブソン氏を労働党のロンドン市長候補者とした。ドブソン氏が指名競争で労働党の市長候補として選ばれたため、リビングストン氏は労働党を離党、無所属で出馬し、労働党候補を破って市長に当選した。そして同年の議会選挙では、労働党と保守党はそれぞれ9名、自由民主党は4名、緑の党が3名議員に当選した。その後 2004 年初めに、リビングストン市長は労働党と和解し、同年6月のロンドン市長選挙では労働党候補として出馬し再選を果たした。

## 第3章 ロンドンにおける GLA 以外の公的機関

### 第1節 基礎自治体

#### 【ロンドン区の誕生】

1965 年以降、ロンドンにおける基礎自治体は、32 のロンドン区とシティ・オブ・ロンドン・コーポレーション（通称「シティ」）である。32 のロンドン区は、LCC の区域内にあった大都市区（Metropolitan Borough）と、ケント、ミドルセックス、サリーの各カウンティからロンドンに編入されたディストリクト・カウンシルとの合併により誕生した。このロンドン区の境界は明らかなコミュニティの境界と一致するものではなく、いくつかの区の名前は新しい地方自治体であることが強調されたため、地元の帰属意識と見合うものではなかった。

#### 【ロンドン区の役割】

1965 年から 1986 年まで、ロンドン区と GLC が共に存在していた。GLC は住宅に関する責任をロンドン区と共同で有していたが、GLC は次第に公共交通や経済開発といったロンドン全域に関する事項に関心を集中させるようになった。一方で、ロンドン区は日常の第一線のサービス供給の責任を有していた（ただし、インナー・ロンドン・バラの教育については、インナー・ロンドン教育局が担当していた）。

今日では、ロンドン区は、英国の他の大都市地域における大都市ディストリクト・カウンシルやユニタリー・カウンシルとやや似た一層性の自治体として存在している。したがって、ロンドン区は区内におけるサービス提供に責任を有している。これらは次のとおりである。

- ① 芸術、図書館及びレジャー施設
- ② カウンシル・タックス及びGLAプリセプト<sup>7</sup>の徴収
- ③ 教育
- ④ 住宅
- ⑤ 計画と開発規制
- ⑥ 社会福祉サービス（高齢者福祉及び児童保護）
- ⑦ 取引規範と保健
- ⑧ 廃棄物収集と廃棄

#### 【ロンドン区の行政組織】

32 のロンドン区のうち3つの区（ハックニー、ルイシャム、ニューハム）は、2002 年からイングランドの地方自治体に導入された公選首長制度（Elected Mayor）を採用している。その他の区はリーダーと内閣制度を採用しており、この制度では執行権を持つリーダーと内閣に対して、それ以外のバックベンチャー議員が常にその政策評価を行う。公選首長制の場合、首長は（各政党が選定した候補者の中から）4年毎に選挙で選出される。リーダーと内閣制度の場合、そ

---

<sup>7</sup> GLA が発行する課税徴収命令（precept:プリセプト）のこと。GLAは直接的な税金徴収を行わず、基礎自治体であるロンドン区及びシティに対してプリセプト（課税徴収命令）を発行し、自己のカウンシル・タックスの徴税を依頼している。

の自治体を率いる者は毎年議員の中から選出される。

#### 【ロンドン区議会】

区議会議員は、32 の全ロンドン区で、定員3名の選挙区から任期4年で選出される。次の区議会選挙は 2006 年5月に行われる予定である。区議会議員には委員会委員長や内閣構成議員など議員の役割によって金額の異なる手当が支払われる。ロンドン区協議会と副首相府(地方自治を管轄する国の省庁)が発行するガイドラインに従い、市民から構成される独立パネルと呼ばれる組織が議員手当を定める。

#### 【シティの特殊性】

シティ・オブ・ロンドン・コーポレーション(通称「シティ」)は 32 のロンドン区と同様に、管轄区域内での地方自治体サービスを提供する。シティでは、市会(Court of Common Council)が引き続き最も重要な機関であり、他のロンドン区にみられるリーダーや内閣は存在しない。市会に設けられた委員会が行政の執行にあたる点は他区と同様である。Lord Mayor と呼ばれる市長は、純粋に儀礼的な職となっているが、参事会(Court of Aldermen)及び市会(Court of Common Council)の議長、ロンドン港の提督(Admiral of the Port of London)、シティの主任治安判事(Chief Magistrate)のほか、多くのチャリティなどの理事長や代表者を務めることとなっている。市長(Lord Mayor)の現在の主な役割は、国際金融センターとしてのシティを英国内外に広報することである。このシティの公正なスポークスマンとしての市長の役割を担保するのが政党の支援によらない選出という点である。また、シティでは、伝統と儀典がその機能の重要な一部をなしており、参事会と市長(Lord Mayor)の行政的及び法律的な役割に加えて、その儀礼的な役割が大いに重視されている。

シティは基本的に住民の少ないビジネス地区であるため、他のロンドン区で行われているような地方自治体の通常のルールにはあてはまらないという主張がなされてきた。シティでは、域内で営業する自営業者や非法人組織の会社に「ビジネス投票権」として一般に知られる選挙権が付与されていた。また、議員が無所属で出馬するという昔ながらの地方自治機構が存続していることにより、シティの仕組みは複雑であると同時に世界でも唯一のものと考えられている。とはいえ、シティの機構のあり方を本質的に変革しようとする動きがこれまで全くなかったわけではなく、1930年代にはLCCのリーダーであったハーバート・モリソン(労働党)により、シティの機構廃止とロンドン広域自治体の支配下にシティを組み入れることが労働党の公約に謳われた。しかし、1996年に労働党はこの公約を削除した。それ以来、国会の労働党議員の多くがシティのあり方を大きく変えようと試みたが、労働党政権は、シティ自らの選挙権改革に任せ、2002年にはシティからの働きかけにより、「シティにおける選挙権に関する法律(the City of London(Ward Elections) Act)」を制定した。同法では、シティの選挙で投票権を持つ者についての合理化が図られ(有限責任会社である法人企業がビジネス投票権の付与対象となったこと等)、それまでの慣行が近代化された。

#### 【ロンドン区協議会】

ロンドン区とシティ・オブ・ロンドン・コーポレーションは、ロンドン区協議会(Association of

London Government: ALG)を通して集合的に協力している。似た形の組織は 1964 年からあったが、ロンドン区協議会は 2000 年に設立され、中央政府や GLA への対応を全体的に調整している。ロンドン区協議会は、区に代わって、ボランティア団体やコミュニティ団体に補助金を分配し、高齢者対象の公共交通無料制度を運営しているほか、駐車違反で罰金を科された者の苦情申立先、区を代表して労働組合との交渉相手となっている。

## 第2節 中央政府との関わり

### 1 背景

中央政府が地方自治体の財政面の多くをコントロールしており、また、憲法上は地方自治体の自治権の保障がないことから、中央政府とロンドンの地方自治体との関係は多くの場合緊張したものとなっている。だが、それは目新しいことではなく、例えば 1890 年代に、ガスや水道の公営化をはじめとする社会主義的な施策を他に先駆けて行ったロンドン・カウンティ・カウンシル(LCC)に危機感を抱いた国会は、ロンドンに大都市区(Metropolitan Borough)を成立させ LCC の活動に対する牽制が働くようにした。また、1980 年代には、労働党のケン・リビングストン率いる GLC の社会主義的行政スタイルとマーガレット・サッチャー首相率いる保守党中央政権との頻繁な衝突が 1986 年の GLC 廃止につながった。今日、世界の大都市と同様の権限を求める労働党の市長と経費の抑制を求める労働党政府との緊張は残ってはいるが、英国経済と税収に対するロンドンの貢献度に比して、国庫からロンドンへ還流される額が少ないことは全党が認めている。

### 2 予算

英国の他の地方自治体と同様に GLA もロンドン区も予算財源の大部分を中央政府に依存しており、完全な財政的な自主権は有していない。ロンドン区の税収はカウンシル・タックスだけであり、それ以外に区が課することのできる使用料(駐車料金等)・手数料や罰金だけでは、区の活動をカバーするには不十分である。GLA の税収は、ロンドン市長が課しロンドン区がロンドン市長のために徴収するプリセプト(p30 注 7 参照)によって得られている。不足額は、副首相府からの地方交付金や中央政府各省からの補助金で賄われている。

### 3 政府ロンドン庁

1994 年、ジョン・メージャー保守党政権は、各地方において国の業務の調整を図るため、一定の権限を持つ総合地方出先事務所を9箇所導入した。1997 年の総選挙後に成立した労働党政権は、この事務所を維持強化し名前を地域政府庁と改めた。その内の一つである政府ロンドン庁(Government Office for London)は、ロンドンを所管する中央政府の機関として存続しており、財政を含む様々な課題について GLA と、地方自治体所管省庁である副首相府の間をつなぐ役目を果たしている。同庁はロンドンに関して、副首相府、産業貿易省、教育技術省、交通省、環境・食糧・農村省、内務省、文化・メディア・スポーツ省、雇用・年金省、内閣府を代理しており、中央政府の施策推進、補助金交付などの業務を行っている。

### 第3節 その他の公的機関

ロンドンの地方自治体は、諸外国の大都市行政体と比較すると限られた行政サービスしか提供していない。例えば、かつてのロンドン・カウンティ・カウンシル(LCC)とその下にあった大都市区(Metropolitan Borough)は、ロンドンにおける教育全般と保健サービスの大半を運営していたが、今日では、行政サービスの多くが様々な公的セクターによって担われている。

#### 1 保健

1948年の国民健康サービス(NHS)の導入以後、病院や診療所に関する業務は地方自治体の業務ではなくなり、保健に関する地方自治体の役割は社会福祉の一部に限定されたが、現在NHSと地方自治体の間でパートナーシップがいくつか行われている。1974年には、それまでロンドン区に残されていた保健に関する権限(救急車及び健康センターの運營業務)が地域健康局に移ることになった。1990年の、NHSへの市場原理の導入に伴い、ロンドンの病院と精神保健施設は地域の「NHSトラスト」に編成された。

ロンドン全体の救急サービスはロンドン救急サービス(London Ambulance)と呼ばれる一つのNHSトラストにより供給されている。また、近年、初期医療サービス(医師のクリニック等)は、初期医療段階のケアの調整がうまく進むよう、地域毎の初期医療トラスト(Primary Care Trust)に編成された。

NHSトラストは独立した国の組織体であり、保健省がその議長と理事会を任命している。

#### 2 教育

公的部門による初等教育(5歳から11歳まで)及び中等教育(11歳から16歳まで)は、地方教育当局(各ロンドン区)が管轄している。なお、ロンドンには多数の私立校があり、1980年代に導入された変革の結果、中央政府から直接補助金を受け取る私立のパブリック・スクールも数校ある。

16歳以上の高等教育は、地域の継続教育法人(Further Education Corporations)が運営しており、中央のイングランド継続教育カウンシルから補助金を受けて各地域で継続教育カレッジ(主として大学進学を志望しない生徒のために、農芸、商業、技術、芸術、デザイン等の職業教育を行う教育機関)を運営している。芸術やデザインなど専門的な科目に特化しているカレッジもあるが、大半のカレッジは一連の総合的な資格が取得できるようになっている。

ロンドンにある大学(University)は、ロンドン大学(1836年に創設され、女性と非キリスト教徒の入学を英国で初めて認めた大学)のカレッジ(Colleges)か、独立した高等教育機関として存在しているものどちらかである。そのどちらもイングランド高等教育財政カウンシルから補助金を受けている。ロンドン大学は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)やゴールドスミス・カレッジなど世界的に有名なカレッジや医学スクールを抱えている。それ以外の大学は、以前は地方教育当局が運営するポリテクニク(大学レベルの総合性高等教育機関)であったが、1992年に高等教育機関に編入され、大学となっている。

継続教育法人及び大学はそれぞれ独立した組織体であり、教育省がその議長と理事会を任命している。

### 3 公的住宅

ロンドンの公的住宅 (Social Housing) は、地方自治体が所有する住宅と登録家主 (Registered Social Landlords)<sup>8</sup>が所有する住宅が混在している。最近では、地方自治体が所有する住宅について、住宅組合 (Housing Association)<sup>9</sup>あるいはアームスレングス管理機構 (ALMOs) と呼ばれる住宅管理組合 (地方自治体が所有し、賃貸者が運営する会社組織) に所有権を移そうとする傾向にある。政府は、地方自治体が有する公的住宅の所有権を登録家主と呼ばれる住宅法人に移し、登録家主が公的住宅の管理を行うように変えていこうとしている。登録家主の所有する公的住宅は、副首相府の特殊法人である住宅公団 (Housing Corporation) のロンドン管轄部門により規制されている。GLA は、公的住宅に関して、より戦略的な権限を得ることを希望している。そのような権限は、ロンドン以外の地域議会構想の中では地域議会の権限として提案されているが、GLA 創設時の法律では触れられていない。

### 4 緊急時対応フォーラム

#### (1) 概要

2005年7月7日に発生したロンドン同時爆破テロ事件により、首都における緊急時対応が一層重要なものとなった。2001年に起きたニューヨークでの9.11テロとロンドンがテロ攻撃される可能性の高さにより、爆破テロ事件の発生よりも以前に、緊急時に対応するための仕組みが作られていた。これについては、ロンドンが英国の首都であることから、政府の強い主導があった。国の安全保障に対する脅威の際に主導を取るのはコブラ (COBRA) と呼ばれる、「緊急サービスとの連携、攻撃・脅威に対する軍の対応計画や対応策」を監督する国の委員会である。

ロンドンについては、ロンドン緊急対応フォーラム (The London Regional Resilience Forum) という戦略パートナーシップ組織が、政府ロンドン庁 (Government Office for London) 内に設置されている。同フォーラムは、ニューヨークでの9.11テロ事件発生を受けて、ロンドンの非常事態や大災害時への備えを行うために結成されたものである。緊急時には、同フォーラムがロンドン市長、緊急サービス機関、ロンドン区との調整組織となる。このパートナーシップには緊急サービス (警察、消防、救急)、NHS (国民保健サービス)、交通事業者、地方自治体など公共・民間含めたロンドンの主要機関が含まれている。同フォーラムの議長はロンドン担当大臣が、副議長はロンドン市長がそれぞれ務めている。

#### (2) 2005年7月同時爆破テロ事件時の対応

2005年7月7日 (木) にロンドン市内の地下鉄とバスで発生した同時爆破テロ事件の際は、早速 London Resilience の召集があり、情報収集、対応協議等が行われた。ロンドン区の

<sup>8</sup> 登録家主 (Registered Social Landlords) とは、地方自治体の住宅行政補完機関として主に公的住宅の供給を行う非営利目的の住宅組合 (Housing Association) のうち、国の特殊法人である住宅公団 (Housing Corporation) に登録したものをいう。登録家主は、住宅公団から補助金や貸付金を得てその運営を行っている。

<sup>9</sup> 住宅組合 (Housing Association) は、地方自治体の住宅行政補完機関として、主に公的住宅の供給を行う非営利目的の団体である。通常、国の特殊法人である住宅公団 (Housing Corporation) に登録し、住宅公団から補助金や貸付金を得てその運営を行っている。

緊急時対応用の連絡組織として 2002 年に発足していたゴールド・グループのその日の当番に当たっていたクロイドン区の事務総長も、London Resilience の召集で首都警察局、そして非常時中央対応センターへ駆けつけている。ロンドン区のレベルでは、このゴールド・グループのメンバーである8区の事務総長と支援チームがロンドン広域対応を担当し、事件現場のあるロンドンの3区(カムデン区、コーポレーション・オブ・ロンドン(通称シティ)、ウェストミンスター区)が臨時遺体安置所の設置や被害者家族向け相談センターの設置(事件発生から 24 時間以内に設置)といった実際の緊急対応の大部分を行った。また、ゴールド・グループのメンバーである8区の事務総長は交代で緊急時の担当を務めており、クロイドン区の事務総長が7月7日の事件発生から 12 時間当番を務めた後は、12 時間又は 24 時間毎に交代して、それぞれ当番を務めた。

後日、London Resilience 地方自治体部会長は、区の対応は素晴らしく、緊急事態への対応や緊急計画がうまく機能したと述べた。ロンドン区協議会事務局長も、緊急対応計画がうまく機能し、過去3年間訓練したことが役立ったと述べた。

## 第4章 今後の展望

### 第1節 GLAの権限見直しに関する検討

#### 1 政府の検討

##### (1) 概要

2000年にロンドン広域を所管する戦略的な地方自治体を14年間の空白の後に復活させた政府は、GLAの設置から5年後の2005年にその権限に関する再検討を行うことを決めた。広域自治体の存在しなかった世界で唯一の大都市ロンドンに、広域自治体を復活させるプロセスの初めの段階は、主として労働党が誰を市長に指名するかという議論とロンドン地下鉄のインフラ整備のために提案されていたパブリック・プライベート・パートナーシップに関する議論に終始した。労働党政権の推薦者をロンドン市長にしようとする労働党の試みはケン・リビングストン氏の当選により挫折したが、中心区域での混雑課金制度の導入の成功といったリビングストン市長第一期の成果は、当初の予想を覆すものであった。そこで、同市長は自ら能力を証明したと受け止められている。同氏が労働党に復帰し、続いて二期目の再選を果たしたこともそれを示している。そこで、政府は、市長としての役割をより効果的に実施できるようにするために市長が求める権限委譲に対してより理解を示すようになり、2005年9月に、副首相府がGLAの権限、とりわけロンドン市長の権限について検討を行い2006年に報告書を出すことを発表した。2005年11月に発表された政府の協議書では、次のような提案がなされている。なお、同協議書に対する意見受付は2006年2月下旬までであり、その後何らかの報告書が出される予定となっている。

ア 住宅、技術教育、都市計画、廃棄物管理及び廃棄物計画の4分野について市長に追加の権限を与えること

(ア) 住宅:ロンドン住宅委員会の責任を市長に移管する案、低価格住宅(affordable housing)の補助金分配決定権を市長に移管する案等

(イ) 技術教育:技術教育戦略に関する市長の影響力を強めるため、ロンドン広域でのパートナーシップの強化、ロンドン開発公社等を利用したロンドン広域レベルの技術教育委員会の強化など

(ウ) 都市計画:次の3案を提案

① 市長に大きな権限を付与する案:市長は、地方計画について区を監督し、一定の戦略計画申請や戦略的な建物に関する開発許可庁となる。

② 市長に一定の権限を付与する案:市長は、一定の戦略的事項に関する区の地方計画を監督し、一定の戦略計画申請を決定することができる。

③ 微細な変更

(エ) 廃棄物管理及び廃棄物計画:

現在ロンドン各区が設置している廃棄物管理部門について次の4案を提案

① GLAの監督する単一の廃棄物管理局を設置

② ロンドン区とGLAの代理者で構成される単一の廃棄物管理局の設置

③ 数区による共同管理を拡大し、エリア毎の廃棄物管理局を設置

④ 現状維持

廃棄物計画については、次の4案を提案

① 廃棄物計画策定権限や処理場等の位置の決定や開発規制、強制収用を行う権限を市長に与える案

② 同様の権限を区による単一の廃棄物管理局に与える案

③ 同様の権限をエリア毎の廃棄物管理局に与える案

④ 市長の権限を強化する案

イ 市長と実務機関との関係見直しに関すること(首都警察局やロンドン消防・緊急時計画局に対する市長の権限拡大)

ウ 議会の役割増大(議会の政策形成役割強化、議会の監視対象をロンドン広域の公的機関に拡大)

## (2) 市長の反応

上記(1)の政府協議書に対する回答の中で、市長は大きく次の3点を要望している。

① 廃棄物管理とリサイクル推進を進めるため、ロンドン全域に一つの廃棄物管理局を設置すること

② 低価格住宅の投資に関するコントロール権限を市長に与えること。それに関連して、ロンドンの計画申請システムの迅速化を可能にする追加権限を市長に与えること

③ ロンドンの地域特性に応じた技能教育目標を市長が設定することとし、その目標が達成されるよう取り組む権限を市長に与えること

## (3) 議会の反応

上記(1)の政府協議書に対して、議会は次の原則に基づいて、協議書の各項目に対する回答を行っている。

① 議会が GLA の運営にあたり必要不可欠な構成部分であること

② 良好な権限配分状態が長期間継続されるべきであること

③ GLA に対する追加の権限は、中央政府から移管されるべきものであり、ロンドン区から移管されるべきものではないこと。

④ アカウンタビリティ(説明責任)は、権限のバランスを通して達成されるものであること

⑤ それゆえ、議会は予算審議(監視)を効果的に実施する権限を持たなくてはならないこと

⑥ そしてまた、議会は市長の戦略を効果的に監視する権限を持たなくてはならないこと

⑦ 実務機関のアカウンタビリティ(説明責任)と意思決定は、政党政治が加わることで強化されるものであること

⑧ 市長の指揮権限はすべて、議会がそれに介入する権限を持つことによってバランスを取るべきものであること

⑨ 強力で独立した議会のためには、安定した財源が必要であること

⑩ 政治的に中立な GLA 事務局の方が、政治的な事務局に比べ、ロンドン市民に対して

より良い結果をもたらすものであること

## 2 ロンドン自治体構造検討委員会の検討

ロンドン議会は、首都ロンドンの権限配分のあり方に関する独自の検討を行うことを 2003 年秋に決定し、ロンドン区協議会と合同で 2004 年2月からロンドン自治体構造検討委員会を立ち上げ、調査検討を始めていた。これは 1978 年に GLC が行ったマーシャル報告以来のものである。同委員会のメンバーは、ロンドン議会議員6名とロンドン区協議会 (ALG) の任命した委員7名 (区議会議員6名と公選区長1名) である。同委員会は次の点を考慮して検討と報告を行うこととされていた。

- ① サービス提供機関のアカウントビリティ
- ② サービス提供に対するロンドン市民の関与
- ③ サービス提供の仕組みに対する顧客の視点 (満足度や関与の度合い)
- ④ サービス提供の仕組みに対するサービス供給者の視点
- ⑤ サービス提供機関相互の連携の度合いとその効果
- ⑥ 補助金事務の効率性と担当機関
- ⑦ サービス供給における (ロンドン区以外の) 公的機関の適切な役割
- ⑧ 地理的要因による顧客に対するサービス供給の不平等性
- ⑨ 公的サービス供給者の適切な業務執行を確保するための市民参加の増大範囲

同委員会は2年間にわたる調査検討のうえ、2006 年2月に最終報告書 "A New Settlement for London" を発表した。最終報告書では、ロンドンの自治体構造の変革に関する数々の提言がなされている。上記1の政府による検討では GLA の権限拡大が主眼であるのに対し、同委員会の検討では GLA だけでなくロンドン区やロンドン区議会議員の役割強化についても触れられている。最終報告書の主な提案としては、多様な公的機関があるため複雑になっている構造を、ロンドン市民にとって意味をなすものとなるよう合理化すべきであるとしている。特に、中央政府が 2000 年以降も政府ロンドン庁 (Government Office for London、以下「GOL」) を存続させ、非公選の国家公務員が同事務所を通じて大きな権限を保持し続けていることが問題視されている。そして、公的機関が新たな政策や変更を提案する場合には、その政策や変更が影響する地区の区議会議員に協議をするものとする、という区議会議員の権利の必要性が主張されている。また、ロンドン区が独自にビジネス・レイト<sup>10</sup>の率を設定・徴収できるようにし、GLA のプリセプト<sup>11</sup>についてはカウンスル・タックスとは別に徴収するようにすることも提案されている。ロンドン市長に関する部分では、技能教育委員会を一つにまとめ、市長がその議長を務めることが提案されている。

<sup>10</sup> ビジネス・レイトはノン・ドメスティック・レイトとも呼ばれる居住用資産以外の資産に課せられる税金である。もともとは地方税であったものが 1990 年にサッチャー保守党政権により国税化されている。なお、その税収は一旦国庫に納められた後、各地方自治体の成人人口数に応じて分配されている。英国の地方税はカウンスル・タックスのみとなっている。

<sup>11</sup> 直接的な税金徴収を行う権限を持たない GLA が、課税団体であるロンドン区及びシティに対して、自己のカウンスル・タックスの徴税を依頼するために発行する課税徴収命令 (precept) のこと。

## 第2節 2012年ロンドン・オリンピック

2012年ロンドン・オリンピック開催が2005年7月に決定され、GLAと関連する区双方によって具体的な準備が始められることとなった。今回のオリンピック招致は、英国オリンピック協会(British Olympic Association)、GLA、英国政府が中心となった3組織の連携体制の下での取り組みであり、ロンドン市長のリーダーシップが、ロンドンへのオリンピック招致成功に決定的な役割を果たしたといわれている。また、国民(ロンドン市民)意識を高めるため、地域住民に対しオリンピックがロンドンで開催されることによる地域住民の利益等の周知を促進していった32のロンドン区の役割も重要であった。オリンピック開催が決まって、オリンピックの開催準備や実施に必要な機構を設置するための法案が上程された。その中には、オリンピック開催のためにロンドン市長が増税を行うことができる権限と、(ロンドン区が既にオリンピック敷地についての計画許可を出しているが)ロンドン市長の都市計画に関する権限拡大が含まれている。なお、オリンピック実施局(Olympic Delivery Authority)がオリンピックの準備と行政を監督するため、メディア・文化・スポーツ省の外局として創設され、またオリンピック開催に必要な交通機関の建設及び運営を所管するオリンピック交通局(Olympic Transport Authority)が創設される予定である。

英国でのオリンピックの開催は、1948年ロンドン・オリンピック(2度目)以来となる。3度目となる2012年ロンドン・オリンピックは、7月27日～8月12日の期間で開催される予定である。

なお、ロンドン・オリンピック開催による各分野への期待される効果は以下のとおりとなる。

- ① オリンピック開催国としての威信
- ② オリンピック効果による観光客増加
- ③ オリンピックのメインの会場となるロンドン東部は貧困地域の1つであり当該地域の再生に寄与
- ④ ロンドンの公共交通機関の改善
- ⑤ オリンピック終了後の各種スポーツ施設の活用

地域再生とオリンピック終了後に残る各種施設の活用という点については、国際オリンピック委員会(IOC)と重要な役割を果たした32のロンドン区が強調した点だと言われている。しかし地域再生や施設という目に見える利益は未来に残ることとなるが、ロンドン市民はオリンピックのためにさらにカウンスル・タックスを支払うことになる。財源獲得のため新たな宝くじも考案され発売されたが、約24億ポンドの財源はカウンスル・タックスから創出されることとなる。

## 第5章 会議の運営状況

GLA の公開されている会議のうち、実際に視察した4会議(ロンドンの現状討論会、市民の質問時間、定例議会、市長に対する質問時間)について、その運営状況を以下に紹介する。

### 第1節 ロンドンの現状討論会 (State of London Debate)

開催日時 2005年6月25日(土) 10:00～17:30

開催場所 Queen Elizabeth II Conference Centre

#### 概要

標記会議は、ロンドンが現在抱える課題等の現状を討論するため年1回開かれるロンドン市民対象の大規模な会議であり、ロンドン市民は事前に登録すれば参加できる。先着順で定員は1,300人となっていた。土曜日を一日使った会議で、講演のほか、各機関の展示・資料配布もなされており、市民がGLAやGLA関係機関に接触できる機会となっている。

内容は、始めにロンドンのオリンピック立候補について元金メダリストの講演が、続いてロンドン市長のロンドンに関する講演が全体会議としてあり、その後5～7に分かれての様々なテーマの分科会が午前1回午後2回の合計3回あり、最後に全体会議を行って終了した。

テーマは警察、ロンドン議会、文化、経済、環境、交通、住宅、人種平等、高齢者、コミュニティなどバラエティに富んでおり、講演者やパネリストもロンドン市長をはじめ、ロンドン議会議員、首都警察庁長官、ロンドン交通局総裁、ロンドン開発公社事務局長、GLA関係者、国会議員、NPO団体関係者などロンドンに関する多様な機関の代表者約70名となっていた。全体会議の会場には、聴覚障害者のための手話通訳が用意されていたほか、講演者の発言が(その10秒後に順次)スクリーンに映し出されるようになっているなど配慮されていた。そのほか託児所や祈祷室も用意されていた。また、会場の展示コーナーでは、GLAはじめロンドン交通局、首都警察庁、ロンドン開発庁、全国教師連盟等様々な団体が出展していた。ロンドンの多様性を反映してか、聴衆も様々な人種がみられ、高齢者、身体障害者も見受けられた。

ロンドン市長の講演の質疑応答時間では数多くの質問が市民から行われていた。また、全体会議会場の各座席に配布された投票機器を使ってのアンケートでは、聴衆の8割以上がロンドンの多様性を肯定的に評価していたり、環境保全のための具体的な実行内容についても、約5割が具体的な行動(リサイクル、公共交通の利用等)をするという結果になるなど、会議に参加したロンドン市民の意識の一端がうかがえた。

【ロンドン市長の講演、右側は手話通訳者】



【会場風景】



## 第2節 市民の質問時間 (People's Question Time)

開催日時 2006年2月28日(火) 19:00～21:00

開催場所 Hackney Empire, Hackney

### 概要

GLA が年2回開催する「市民の質問時間(PQT)」は、市民に公開されており、市民が直接ロンドン市長とロンドン議会に対して質問を行うことができる。今回の PQT はロンドン東部ハックニー区にあるハックニー・エンパイアという 1901 年建築の劇場を会場にして平日夜に開催された。会場では手話通訳が用意されていたほか、発言がスクリーンに映し出されるなどの配慮がされていた。また、この会議はウェブで公開されている。

市長、副市長のほか、副議長を含む議員 15 名が出席し、聴衆は約 500 名であった。司会は、ハックニー区を含む小選挙区から選出されたロンドン議会議員が行っていた。はじめに市長と副議長から簡単な挨拶があった後、テーマ別に質疑応答が行われた。今回設定されていたテーマは、警察と治安、交通、環境、ロンドン 2012 年オリンピックとパラリンピック、その他の5つであった。参加申込み時点で提出された質問の中から一つを取り上げ、それについての回答が行われたのち、会場の市民から質問を5～7問程度受け付けて、市長や議員等がそれに答えるという形で進行した。また、各テーマが終了する前に市長が総括して質問への回答を行っていた。なお、当日会場で直接質問できなかった場合でも、書面で質問を会場にいる GLA 職員に渡せば、後日書面で回答が郵送されるシステムになっている。

市民からの質問は、1月から地下鉄運賃がケースによっては倍増したことに関する質問や再開発等で家賃が上がり今のところに住み続けられなくなることに対する質問など、生活に密着した身近なものが多くみられた。また、オリンピックに関連して、地元の中小企業や市民がチャンスを得られるようにすべきとの要望も多く出されていた。今回設定されたテーマは全て、市民の関心が高いものばかりであり、特に治安と交通については質問に手を挙げる人が多かった。質問や回答によっては会場から拍手が起こるものもあり、参加者の反応が良く伝わる質問時間となっていた。市長及び議会議員にとっても市民の声を直接聞くとともに、GLA の政策の現状、背景等を市民に直接説明する機会となっていた。また、会場で配布された投票機器を使った意向調査が数回行われ、例えば「2012年五輪は長期的にみてロンドンにとって利益のあるものか」というアンケートでは 58%がそう思う、42%がそう思わない、という結果であった。

【会場風景】



【議員回答時の様子】



### 第3節 定例議会 (Plenary)

開催日時 2005年9月8日(木) 10:00～13:00

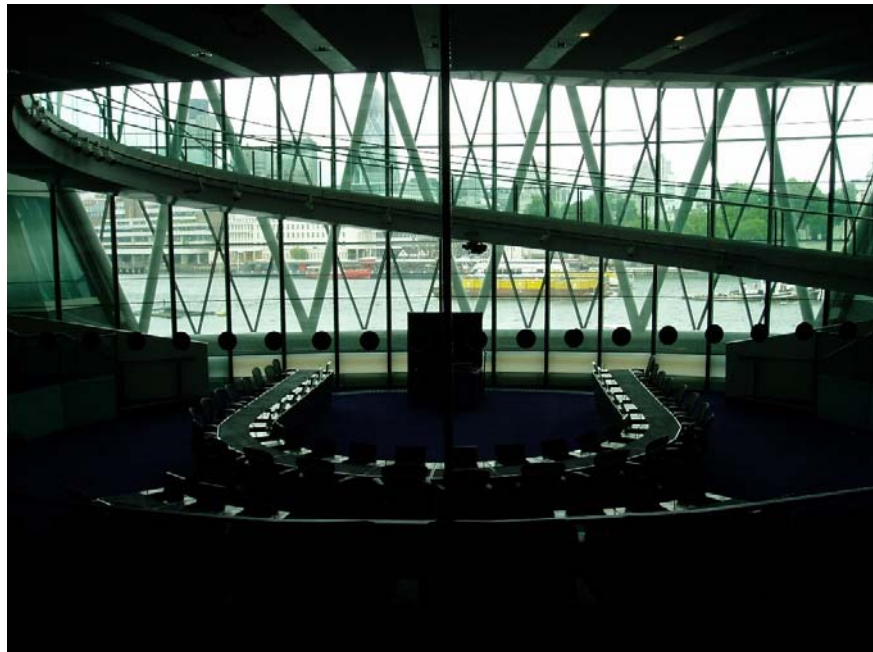
開催場所 City Hall 市庁舎内の議場

#### 概要

ロンドン議会の定例議会は、年間10回開かれている。2005年9月8日(木)に開かれた定例会では、議員23名が出席していたほか、2005年7月に2012年五輪のロンドン開催が決定したことに関連して、参考人としてロンドン市長やロンドン開発公社関係者、ロンドン2012事務局関係者、GLA幹部職員等が召致されていた。まず、ロンドン五輪に関して議員と参考人との間で活発な質疑応答が1時間以上行われた。その後、提出されていた陳情についての検討、採決がなされた。続いて、ロンドン議会にロンドンの緊急時対応に関する特別委員会を設置することの是非についての採択がなされ、さらに環境委員会から要請のあった、環境戦略の進行状況に関する市長宛ての書面と、そして持続可能なデザイン・建築に関する市長宛ての提案書の承認についての検討が行われた。

この定例会ではロンドン五輪が議題の中心であり、特に開催会場予定地の地権者の移転問題などについての質疑応答は傍聴者の関心も高く、市長やロンドン開発公社関係者の回答に対し議員のみならず傍聴者からも野次が飛んでいた。

#### 【GLA 議会議場】



### 第4節 市長に対する質問時間 (Mayor's Question Time)

開催日時 年間10回 平日の10:00～13:00

開催場所 City Hall 市庁舎内の議場

#### 概要

年間10回開かれるロンドン議会の「市長への質問時間(MQT)」では、議員25名のうち通常22～23名が出席、聴衆は約50～100名となっている。

質問時間の進め方は次のようになっている。各議員から予め提出された質問が優先順に並べられた一覧表が用意されており、それに基づいて議長が司会進行を行っていく。まず優先順位一番の質問について市長が口頭で回答し、(質問内容が書面に書いてあるため、市長がまず回答を口頭で述べる。)、その質問者が市長の回答に対してさらに質問をしていく。市長がそれについても回答し、当初の質問者がその項目についてそれ以上の質問がなくなると、他の議員がその質問についてさらに質問することができる。そしてその質問について十分質疑応答が行われたと議長が判断すると、議長は優先順位2番の質問に移ることを宣言する。また、質問時間の割り振りは、各政党の議席数に応じて政党別に決められており、ある政党が持ち時間を会議終了前に全部使ってしまうとその後はその政党は質問ができないことになる。したがって一番関心の高い重要な質問が最初に並べられることが多く、最初の質問に関するやりとりだけで 30 分以上が経過することもよくみられる。

書面で提出された質問数は1回の質問時間につき 250 程度であるが、実際の会議で市長が口頭で回答できるのは 20～30 程度に限られる。そのため、時間内に回答できなかったものについて市長は書面で回答を行うことになっている。

質問方法は、各政党あるいは各議員それぞれが工夫しており、たたみかけるように追及していく議員もいれば、一ひねりした質問を投げかける議員もいる。内容によっては、議員はできる限り市長から確約を取るよう迫ったり、質問を通して議員側の提案を市長に伝えたりしている。また、市長も単純に回答するだけでなく、ウィットに富んだ回答をして会場を沸かせることもよくある。そして、市長の回答に対して議員から野次が飛ぶこともしばしばみられる。会場は公開されていて市民が傍聴することができるが、例えば混雑課金制度の対象地区拡大を市長が発表し、それに反対する市民グループが傍聴したときには、傍聴席から野次が飛んだりしたこともあった(傍聴人が発言・野次を飛ばすことは禁じられている)。なお、この質問時間は市長自身が口頭で質問に答える時間であるので、幹部職員が回答するという風景はみられない。

また、現リビングストーン市長は労働党であるが、議会の最大政党は保守党となっている。そのせいか、労働党の議員に比べると保守党や自由民主党の議員の質問の方が、追及がより厳しく市長の政策に批判的な印象を受けた。

質問テーマは市長の政策全般に関連するため、治安、交通、環境、2012 年五輪、カウンスル・タックスなど多岐にわたるが、例えば 2005 年7月 20 日に開催された質問時間では、その直前に起きたロンドン同時多発テロ事件に関する対応や 2012 年ロンドン五輪決定に関する質問が集中して行われていた。



【GLA 庁舎】

【資料1】 市長及び議会議員一覧(2004年6月～)

**MAYOR OF LONDON**



**Ken Livingstone**  
Labour  
Mayor of London  
\*ST

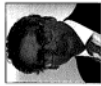


© Adam Hinton

www.london.gov.uk

**LONDON ASSEMBLY**

This is a full list of all Assembly Members which also shows their committee membership and other roles.



**Tony Arbour AM**  
Conservative South West  
\*ST, EDCST, SL, MPA, PSD (Chair)



**Dee Dooney AM**  
Liberal Democrat Londonwide  
\*EDCST (Chair), MPA



**Jennette Arnold AM**  
Labour North East  
\*HP, BMAC



**Len Duvall AM**  
Labour Greenwich and Lewisham  
\*ST, BMAC, MPA (Chair), ER



**Richard Barnes AM**  
Conservative Ealing and Hillingdon  
\*AU, MPA, 7J (Chair), CLG



**Roger Evans AM**  
Conservative Havering and Redbridge  
\*TR (Chair), EN, LFEPA



**John Biggs AM**  
Labour City and East  
\*TR, BU, LDA (Vice Chair), PSD



**Geoff Pope AM**  
Liberal Democrat Londonwide  
\*TR, HP, ST, LFEPA



**Bob Blackman AM**  
Conservative Brent and Harrow  
\*BU, LFEPA, EDCST (Deputy Chair), EN



**Nicky Gavron AM**  
Labour Londonwide  
Deputy Mayor of London  
\*MPA, EDCST



**Angie Bray AM**  
Conservative West Central  
\*BMAC, TR, EDCST, HP



**Sally Hamwee AM**  
Liberal Democrat Londonwide  
Chair of London Assembly  
\*BMAC (Dep Chair), BU (Chair), EDCST, PSD, ER, 7J (Deputy Chair)



**Brian Coleman AM**  
Conservative Barnet and Camden  
Deputy Chairman of London Assembly  
\*BMAC (Chairman), LFEPA (Vice Chairman), CLG, ER (Chairman)



**Damian Hockney AM**  
One London Londonwide  
\*BU, BMAC, ST, MPA, ER



**Bob Neill AM**  
Conservative Bexley and Bromley  
\*BMAC, BU, MPA, CLG, PSD



**Andrew Pelling AM**  
Conservative Croydon and Sutton  
\*BU (Deputy Chair), LDA



**Murad Qureshi AM**  
Labour Londonwide  
\*EN (Deputy Chair), TR, LFEPA, MPA, CLG



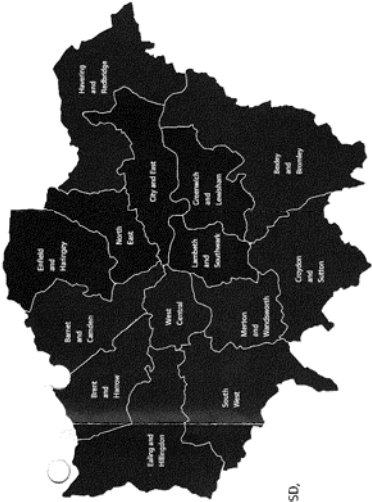
**Valerie Shawcross AM**  
Labour Lambeth and Southwark  
\*AU, EN, LFEPA (Chair), CLG, PSD (Deputy Chair)



**Graham Tope AM**  
Liberal Democrat Londonwide  
\*BMAC, TR, MPA, CLG



**Mike Tuffrey AM**  
Liberal Democrat Londonwide  
\*BU, EN, LFEPA, AU



Photos copyright: Robin Mayes; Raj Lakhur for Xpression Photography; Myley Madden.

**\* Committee membership**

- AU Audit Panel
- BMAC Business Management and Appointments Committee
- BU Budget Committee
- CLG Commission on London Governance (Advisory Committee)
- EDCST Economic Development, Culture, Sport and Tourism Environment Committee
- EN 2004 Elections Review Committee
- ER Health and Public Services Committee
- HP London Development Agency
- LDA London Fire Emergency Planning Authority
- LFEPA Metropolitan Police Authority
- MPA Planning and Spatial Development Committee
- PSD Safer London Committee
- SL Standards Committee
- ST Transport Committee
- TR 7 July Review Committee
- 7J

## 【資料2】 年表

- 1855 大都市管理法(Metropolis Local Management Act が 99 のパリッシュ地域と大都市労働委員会(Metropolitan Board of Works)を創設
- 1888 地方自治法によりロンドン・カウンティ・カウンスル(LCC)創設(~1965)
- 1889 LCC の第 1 回選挙、Progressives(自由党)が政権政党となる
- 1899 地方自治法により、パリッシュが 28 の大都市区(Metropolitan Boroughs)に置き換えられる。
- 1907 Municipal Reformers(保守党)が選挙に勝利し、Progressives から政権を奪還
- 1922 County Hall(庁舎)が国王ジョージ五世により開庁
- 1923 グレーター・ロンドンに関する王室委託調査報告書(アルスウォーター報告)
- 1934 労働党(Labour)が選挙に勝利し、Municipal Reformers(保守党)から政権を奪還
- 1960 グレーター・ロンドンに関する王室委託調査報告書(ハーバート報告)
- 1963 ロンドン地方自治体法(London Government Act)により、LCC がグレーター・ロンドン・カウンスル(GLC)に置き換えられる(管轄範囲が拡大)。あわせて 32 のロンドン区が創設され、インナー・ロンドン教育局が以前の LCC 地域の教育サービスを実施
- 1964 GLC 及び新ロンドン区の第 1 回選挙実施、GLC では労働党が勝利
- 1965 GLC 成立(~1986)
- 1967 保守党(Conservative)が GLC の政権政党となる
- 1973 労働党(Labour)が GLC 選挙に勝利し、政権を奪還
- 1977 保守党(Conservative)が GLC 選挙に勝利し、政権を再奪還
- 1978 GLC による、グレーター・ロンドンに関するマーシャル調査報告
- 1981 労働党(Labour)が GLC 選挙に勝利し、政権を再奪還
- 1985 地方自治法に基づき GLC 廃止へ
- 1986 GLC 廃止によりロンドン区が(GLC が行っていた)行政サービスを引き受ける。
- 1990 インナー・ロンドン教育局廃止
- 1999 グレーター・ロンドン・オーソリティー法によりロンドン市長と 25 名の議員を持つロンドン議会創設へ
- 2000 GLA 第 1 回選挙
- 2002 City Hall(市庁舎)が女王エリザベス二世により開庁
- 2004 ロンドン議会とロンドン区協議会合同でロンドンの自治体構造のあり方に関する調査委員会を設置。  
GLA 第 2 回選挙
- 2005 副首相府が、労働党総選挙マニフェストに基づき、GLA の権限についての検討を行うことを発表、報告書の発表は 2006 年になる見込み

### 【資料3】 ロンドン中心区域における混雑賦課金制度

混雑賦課金制度は、ロンドンの中心市街に乗り入れる車両の数を減らすとともに、その料金収入を公共交通機関の改良に役立てる目的で、2003年2月17日に導入された。導入当初の内容は、祝祭日を除く月～金曜の午前7時～午後6時半の間にロンドンの中心市街地に乗り入れる車1台につき、1日5ポンド(約1,000円)の料金を課すというものであった。当日の午後10時までには支払う必要があり、午後10～12時の間に支払う場合は10ポンド(約2,000円)となる。当日に支払わなかった場合には、14日以内40ポンド(約8,000円、15～28日以内80ポンド(約16,000円)、28日以降120ポンド(約24,000円)の罰金が科せられていた。

なお、賦課されるのは、休日を除く月曜から金曜の午前7時から午後6時30分までの間に賦課対象となる地区内(図参照)を運転した自動車である。オートバイ、モーター付き自転車、自転車、タクシー、レンタカー、ブルーバッジ(身障者認定証)所有者の自動車、特定の代替燃料仕様車、バス及び緊急車両は賦課されない。また、賦課対象地区内の住民には居住者割引(9割引)が申請により適用される。また、賦課は、地区内の周縁に設置された監視カメラにより行われ、カメラは規制地区内に進入する車のナンバープレートを写し、賦課金の支払いが行われたナンバーの消し込みを行うという仕組みである。

同制度の導入により対象区域内の混雑度が約30%減少する一方、公共バスの運行状況が改善され、バス利用者の増大にもつながるなどの効果がみられた。

2005年7月からは、料金が1日8ポンド(約1,600円)に値上がりした。これまでと同様に当日の午後10時までには支払う必要があり、当日の午後10～12時の間に支払う場合は10ポンド(約2,000円)のままであるが、当日に支払わなかった場合の罰金は、14日以内が50ポンド(約10,000円、15～28日以内100ポンド(約20,000円)、28日以降150ポンド(約30,000円)に値上がりした。

2007年2月19日から、対象区域の西側への拡大が予定されている。対象区域の拡大と併せて、居住者割引対象ゾーンの拡大や、賦課金対象時間の短縮(午後6時まで)などの変更が行われる予定である。また、2006年9月からは車を乗り入れた日の翌日の真夜中まで支払いが受け付け可能となる予定である。

【図表 混雑賦課金対象区域】



(参照) ロンドン交通局ホームページ (<http://www.cclondon.com/index.shtml>)

## 【資料4】 ロンドン関連団体一覧

### 4-1 公的団体

ロンドン区協議会 (ALG)

Association of London Government

59 ½ Southwark Street

London SE1 0AL

+ 44 207 934 9999

<http://www.alg.gov.uk>

政府ロンドン庁 (GOL)

Government Office for London

Riverwalk House

157-161 Millbank

London SW1P 4RR

+ 44 207 217 3328

<http://www.go-london.gov.uk>

GLA

Greater London Authority

City Hall

The Queen's Walk

London SE1 2AA

+ 44 207 983 4000

<http://www.london.gov.uk>

ロンドン開発公社 (LDA)

London Development Agency

Devon House

58-60 St Katherine's Way

London E1W 1JX

+ 44 207 680 2000

<http://www.lda.gov.uk>

ロンドン消防・緊急時計画局 (LFEPA)

London Fire and Emergency

Planning Authority

8 Albert Embankment

London SE1 7SD

+ 44 207 587 2000

<http://www.london-fire.gov.uk>

首都警察局 (MPA)

Metropolitan Police Authority

10 Dean Farrar Street

London SW1H 0NY

+ 44 207 202 0202

<http://www.mpa.gov.uk>

ポート・オブ・ロンドン・オーソリティー

Port of London Authority

7 Harp Lane

London EC3R 7LB

+ 44 207 743 7900

<http://www.portoflondon.co.uk>

ロンドン交通局 (TfL)

Transport for London

Windsor House

42-50 Victoria Street

London SW1H 0TL

+ 44 207 941 4500

<http://www.tfl.gov.uk>

## 4-2 市民団体等

Greater London Action on Disability (GLAD)  
336 Brixton Road, London SW9  
+44 207 346 5800  
<http://www.glad.org.uk>

GLAD  
ロンドンの障害者の生活改善のために活動している。

Greater London Enterprise  
28 Park Street  
London SE1 9EQ  
+ 44 207 403 0300  
<http://www.gle.co.uk>

グレーター・ロンドン・エンタープライズ  
ロンドンの 33 区が所有。ビジネス拡大を推進する相談役として活動している。

London Chamber of Commerce and Industry  
33 Queen Street  
London EC4R 1AP  
+ 44 207 248 4444  
<http://www.londonchamber.co.uk>

LCCI  
ロンドンの中小企業を代表する団体で、彼らの声として活動している。

London Civic Forum  
18a Victoria Park Square  
London E2 9PB  
+44 208 709 9771  
<http://www.londoncivicforum.org.uk>

ロンドン・シビック・フォーラム  
主に GLA のレベルにおけるボランティア団体及び宗教団体を中心とするロンドン市民の利益を代表している。

London Film Commission ('Film London')  
20 Euston Centre  
Regent's Place  
London NW1 3JH  
+44 207 387 8787  
<http://www.filmlondon.co.uk>

フィルム・ロンドン  
映画のロケ地としてのロンドンを推進し、映画会社と地方自治体の間を仲介しアドバイスをを行っている。

London First  
1 Hobhouse Court  
Suffolk Street  
London SW1Y 4HH  
+ 44 207 665 1500  
<http://www.london-first.co.uk>

ロンドン・ファースト  
経済界の会員が率いる団体で、ロンドンの公的部門と民間部門の対話を推進している。

London Health Observatory

11-13 Cavendish Square

London W1G 0AN

+ 44 207 307 2828

<http://www.lho.org.uk>

ロンドン保健観察

イングランドに9つある公衆衛生観察団体の一つで、保健に関する傾向とニーズを地方レベルで調査している。

London Museums Agency

Cloister Court

22-26 Farringdon Lane

London EC1R 3AJ

+ 44 207 549 1700

<http://www.londonmuseums.org>

ロンドン・ミュージアム・エージェンシー

ロンドンにある博物館や美術館を代表する会員制の団体である。

London Tourist Board

1 Warwick Row

London SW1E 5ER

+ 44 207 932 2000

<http://www.londontouristboard.com>

ロンドン・ツーリスト・ボード

ロンドンの観光促進のために公的資金により設立された民間会社である。

London Transport Users' Committee

6 Middle Street

London EC1A 7JA

+ 44 207 505 9000

<http://www.ltuc.org.uk>

ロンドン交通利用者委員会

ロンドンの交通利用者の利益を代表している。

London Voluntary Service Council (LVSC)

356 Holloway Road

London N7 6PA

020 7700 8107

<http://www.lvsc.org.uk>

LVSC

ロンドンの NPO 団体を代表して活動している。

Planning Aid for London

Unit 2, 11-29 Fashion Street

London E1 6PX

+ 44 207 247 4900

<http://www.planningaidforlondon.org.uk>

ロンドン・プランニング・エイド

個人やグループに対して都市計画に関するアドバイスを無料で行っている。

Race on the Agenda (ROTA)  
Suite 101  
Cremer Street Business Centre  
37 Cremer Street  
London E2 8HD  
+ 44 207 729 1310  
<http://www.rota.org.uk>

Social Enterprise London  
1a Aberdeen Studios  
22-24 Highbury Grove  
London N5 2EA  
+ 44 207 704 7490  
<http://www.sel.org.uk>

ROTA  
ロンドンの黒人及び少数民族コミュニティを代表している。

ソーシャル・エンタープライズ・ロンドン  
ロンドンで「ソーシャル・エンタープライズ」という概念(コミュニティに寄与するため、経済利益だけでなく社会面及び環境面での利益も同様に追求する企業や団体)を推進している。

## 【資料5】 参考文献等

(文献)

- ・英国の地方自治((財)自治体国際化協会 2003年1月)
- ・ロンドンの新しい広域自治体 -グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設- ((財)自治体国際化協会クリア・レポート第195号 2000年3月)
- ・英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実情) ((財)自治体国際化協会クリア・レポート第272号 2005年10月)
- ・ロンドン行政の再編成と戦略計画 東京市政調査会都市問題研究叢書 (東郷 尚武 著 榊日本評論社 2004年3月)
- ・”Politico’s guide to local government” Andrew Stevens 2003 ISBN 1 84275 032 1
- ・“The Politics of London Governing an Ungovernable City” Tony Travers 2004 ISBN 0 333 96099 8
- ・“Governing London” Ben Pimlott and Nirmana Rao 2002 ISBN 0-19-924494-8
- ・“Has Devolution Made a Difference? The State of the Nations 2004” edited by Alan Trench 2004 ISBN 0-907845-878
- ・“Initial performance assessment report of the Greater London Authority” Audit Commission 2005
- ・“The Greater London Authority: The Government’s Proposals for additional powers and responsibilities for the Mayor and Assembly” ODPM 2005
- ・“Celebrating success: London government working together” GLA 2003

(定期刊行物)

- ・The Municipal Journal
- ・Local Government Chronicle

(ウェブサイト)

- ・ODPM <http://www.odpm.gov.uk/>
- ・GLA <http://www.london.gov.uk>
- ・ALG <http://www.alg.gov.uk>
- ・GOL <http://www.go-london.gov.uk>
- ・LDA <http://www.lda.gov.uk>

- ・LFEPA <http://www.london-fire.gov.uk>
- ・MPA <http://www.mpa.gov.uk>
- ・TfL <http://www.tfl.gov.uk>
- ・監査委員会 <http://www.audit-commission.gov.uk>

本レポートは、ロンドン事務所所長補佐 井上 智美が当事務所調査員 Andrew Stevens の執筆レポート”London Governance: a guide”をもとに、同調査員の協力を得て執筆したものである。執筆に当たっては GLA 関係者へのヒアリングを行うとともに、内貴所長、小山次長の監修を踏まえた。



## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第285号	GLAの現状と展望	2006/8/11
第284号	パリッシュの動向	2006/8/11
第283号	英国の情報開示と保護－情報自由法とデータ保護法を中心として－	2006/6/15
第282号	英国政府報告書②	2006/6/15
第281号	英国政府報告書①	2006/6/15
第280号	オーストラリアにおけるボランティア	2006/3/17
第279号	韓国の雇用政策－若年層及び高齢者に対する施策を中心として－	2005/12/27
第278号	英国の地方政府会計制度詳解－経常会計と資本会計の改革の実態－	2005/12/27
第277号	韓国の地方分権政策－地方分権5カ年総合実行計画策定－	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政－第4の地方団体－	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について－企業支援施策を中心に－	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加－交通計画における合意形成手法－	2005/7/12
第264号	米国における災害対策－地方政府内外での行政機関の連携－	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画－その制度と現状－	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティー協議会(ネイバーフッド協議会/近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16



CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。

